

平成19年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成19年9月10日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 事 務 局 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
政策推進部 次 長	高田 一巳	総 務 部 長	北口 守
市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二	都市建設部長	島村 平治
環境経済部長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	東郷 達雄
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	船橋 登志夫

教育部次長	常諾	眞教	広報秘書課長	富田	久和
総務課長	中島	宗七	企画財政課長	佐敷	政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中	重樹	事務局次長	井狩	重則
書記	赤坂	悦男	書記	辻	昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 一般質問

開議 午前8時58分

議事の経過

(再開)

○議長（田中栄太郎君）（午前8時58分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（田中栄太郎君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は9月7日と同様であり、配付を省略しましたのでご了承願います。

(日程第2)

○議長（田中栄太郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第6番、藤村洋二君、第7番、川口東洋君を指名いたします。

(日程第3)

○議長（田中栄太郎君） 日程第3、9月7日に引き続き一般質問を行います。

一般質問一覧表のとおり、順次発言を許します。質問にあつては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第6号、第3番、梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。平成19年9月定例会において次の3件の質問をさせていただきます。

まずはじめに、災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力・連携の取り組みについてお伺いいたします。

先の新潟中越地震のような予期せぬ災害に触れ、より一層の防災力の向上をと感じずにはおれません。災害時における地域防災力をより一層強化するため、地域に所在する事業所に対し防災協力活動を求めていくことは、今後重要な施策となってきます。

平成17年12月に消防庁の「災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力検討会」が取りまとめた報告書において、事業所の防災協力促進のための7つの提言が示されていきました。それは、1、防災協力メニューの明確化、2、防災協力事業所登録制度導入の推進、3、防災協力協定締結の促進、4、事業所と地方公共団体との連携強化、5、効率・効果的な防災協力のための準備、6、事業所自らの防災力の向上、7、防災協力活動に対するインセンティブの付与となっております。

今年6月、この提言に基づいた優良・先進的な取り組み事例をまとめた事例集が公表されております。この事例集は、地方公共団体と事業所との防災協力の取り組みとして、公募により選定した10カ所の取り組みを、団体へのヒアリング結果を踏まえてまとめられたとのことです。その中で、静岡県袋井市ではイオン株式会社との防災協力の取り組みで、災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定及び災害時における一時避難地の支援に関する協定を締結された例が出ておりました。

本市も、昨年12月に野洲市地域防災計画が策定され、自治会の自主防災組織の推進、9月防災の日の訓練等の実施で、市民への防災力の向上に努力していただいておりますが、さらなる強化のためには、事業所への協力・連携が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、「小中学校にAEDの設置と講習を」についてお伺いいたします。

昨年、議員を対象にAEDの講習会をしていただき、その後議会でも配置計画の質問もあり、庁舎、コミュニティセンター等、公共施設にAEDが設置されました。突然死の状

態から生還された体験も聞くようになり、普及の聲が高まっております。

先日、テレビで少年野球の試合中に子どもさんを亡くされたお母さんが、必死でAEDの普及にご協力をと街頭でチラシを配っておられる姿が出ておりました。最近になって、息子さんと同じように少年野球の試合中に倒れ、意識不明になられた子どもさんがAEDで助かったということを知られたそうです。うちの息子もそのときこのAEDがあれば助かったのだと思うと残念でたまらなかったと語っておられました。そして、息子さんの死を無駄にしないために、このAEDの普及に頑張ろうと思ったそうです。その姿に胸が熱くなりました。

幸い、本市内の小中学校ではこのようなケースは聞いておりませんが、今後起こり得る可能性はあります。子どもたちの命を守るためにも、小中学校に早急にAEDの設置をすべきと考えます。また、総合学習等の中で、AEDの働きについて講習会を開いて、生命の大切さを知らせていくことも大切と考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

次に、景観を考えたまちづくりについてお伺いいたします。

野洲市が誕生して早くも丸3年になろうとしています。市民の皆様からは何がどのようによくなったのかと評価はさまざまです。平成16年12月議会でも、景観を考えたまちづくりについて、景観を害している電柱の地中埋設化、また（仮称）地域一番景観大賞の創設で市民の景観の意識の向上をと質問させていただきました。電線の地中化に関しては、景観法の中で電線共同溝法を含めて関係機関や県と協議し検討していくとのことでしたが、検討はされたのか、今後の計画はあるのかお伺いいたします。

次に、本年3月に野洲市環境基本計画が策定されました。その中で三上山をはじめとする野洲ならではの景観を守り育てようとの活動が掲げられております。目的、効果としては、野洲市のシンボルでもある三上山と調和する町並み、景観、琵琶湖や河川の水辺、田園など、野洲ならではの景観を残し活用することで住み続けたいくなるまちであり続けるとあります。

本市の皆さんから、住み続けたいくなるまちだと言ってもらえるように実施していくことが大切です。第1段階では景観づくりチームの立ち上げ、仲間のメンバーをふやすための取り組み等、4点について1年目に取り組む計画となっておりますが、進捗状況を伺います。

また、この計画の中で先ほど申しました（仮称）地域一番景観大賞の創設についての考えはあるのかお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） おはようございます。私の方からは梶山議員の1点目の災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力・連携の取り組みについてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、先進地事例にもありますように、本市の防災への取り組みをさらに強化するためには、事業所等に協力をいただくことが必要なことだと認識をいたしております。

本市におきましても、合併後、平成17年8月2日に滋賀県エルピーガス協会守山野洲支部と、平成18年5月31日には野洲市管工事業協同組合と、同年6月30日には野洲市建設業協会と、また同年9月11日には野洲工業会と、災害時における応急復旧や救援活動に対する応援協定を締結させていただきました。また、これらの協定を実効性あるものとするために、毎年開催しております地震災害総合訓練にも参加協力をいただいているところでございます。

今後も市内の事業者に対しまして、支援協力がいただけるよう取り組みを強化してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） おはようございます。梶山議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

現在、AEDの設置につきましては、平成18年度に本庁舎、分庁舎、また7学区のコミセン、保健センター、ふれあいセンターに設置されております。さらに、体育・文化施設では総合体育館、中央公民館にそれぞれ設置されている状況となっております。

ご質問の小中学校の設置についてでありますけれども、引き続き学校施設につきましても配置計画を立て、予算厳しい状況ではありますが、順次設置してまいりたいと考えております。また、児童・生徒への指導につきましては、各中学校で消防署の方に来ていただいて救命講習を実施しており、その中でAEDについても講習をしております。一方、指導者の講習につきましては、水泳シーズンの前に学校で救命講習を実施していますので、AEDの講習も含め人命救助にあたるよう、指導強化に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部次長。

○都市建設部次長（堤 文男君） おはようございます。梶山議員の景観を考えたまちづくりについての電線の地中埋設化についてのご質問にお答えいたします。

電線の地中化につきましては、一般的には比較的大規模な商業地域やオフィス街、あるいは駅前周辺地域、景観のすぐれた地域、また歴史的な町並みを保存すべき地区、バリアフリー重点整備地区などが対象とされておりますけれども、この事業では道路管理者及び道路占用事業者など相互協力の問題、また多額の事業費が必要であることから、財政が厳しい今日の整備の必要性や整備効果等を総合的に判断していかねばならない難しい事業であると認識しております。

現在、野洲市では、野洲駅前中心市街地整備検討委員会で都市再生整備計画を策定中でありまして、その中において駅周辺における電線の地中化の可能性について調査、検討していくこととしております。今後道路管理者である滋賀県と、あるいは関係事業者とも協議しながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

また、地域一番景観大賞の創設については、今後景観法に基づく景観計画作成時における景観地区に指定する場合における有効な手段の一つと考えられますので、今後参考とさせていただきますたく考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 皆さん、おはようございます。ただいまの梶山議員のご質問の中にあります環境基本計画における「野洲市ならではの景観を守り育てよう」プロジェクトの進捗状況についてお答えいたします。

環境基本計画の推進については、今年度から市民と行政のパートナーシップをもとに順次取り組んでおり、現在のところ計画の第1段階のうち景観づくりチームのメンバー構成の検討がされているところです。計画全体の推進組織である環境基本計画推進委員会を今年度末に立ち上げますが、この発足に際して多くの市民、市民団体、事業者に対し、共に計画の実施活動に取り組むことができるよう広く呼びかけることを予定しております。このような働きかけを通じ、景観プロジェクトの組織メンバーの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） それでは再質問させていただきます。

災害時における事業所との連携につきまして、今、答弁の中では9月1日の防災訓練に参加していただいて意識の向上もされているということと、伺っていましたら平成17年から平成18年にかけてエルピーガス協会の方とか管工事業協同組合、建設業協会の方等との締結ができているということで答弁がありましたけれども、これから、先ほど申しました事業所間の連携で直ちに、これだと、今の組合の方だと互いに連携をとっていただかなければいけないという状況にあると思いますが、今10の例が出ておりますが、インターネットで見ただけであればこの例はわかりますが、たちまち、例えば野洲市におきましたら、スーパーでありましたら平和堂とか、これからイオンもできます。身近なところではコンビニもたくさん出ております。こういったところと救援物資の協定等をしっかりとしていけば、いざというときに助かる部分が出てくるのではないかというふうに思います。

防災の意識向上、防災力の向上というのは、いろんなところで今自主防災組織とかされておりますけれども、これでいいということは全然ないわけですね。できる限り最大限にお互いが協力できるところはしっかりとやっていく。最大限にできるところを連携していくということが最も大事になってくると思いますので、こういった事例を参考にしながら早急に事業所との連携も考えていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

それから、AEDの設置につきましては、今教育長の方から予算の厳しい中随時計画を立てていくということですが、この計画はいつごろ予定されているのか、再度お伺いいたします。つい最近も、PL学園の野球部の選手と中学生と一緒に野球をしていて中学生の胸にボールが当たって即死したという例がテレビで報道されており、また新聞紙上でも出ておりましたけれども、私も詳しくは聞いておりませんが、その瞬間にこのAEDが使われていたならば、もしかすれば助かっていたのではないかというふうに想像もいたしていたわけです。

先ほど述べておりました、本当に一人の息子さんを亡くされたお母さんが本当に涙ながらに息子の二の舞を踏んでほしくない、命が助かることは最大限にしてほしい、このAEDは本当にすばらしいものだということで、全国に普及に歩きながら、少年野球等には顔を出しながら、子どもたちが一生懸命頑張っている姿を応援されている光景が出ておりましたけれども、私もこのAEDは、その姿に触れ、特に小中学校は唯一私たち市民が運動施設として使う会場でもありますので、公共施設はたくさん整っておりますが、それと同

時にまず最優先に小中学校にも配置すべきではないかというふうに考えております。その点もう一度伺いいたします。

それから、3点目の景観を考えたまちづくりについてということで、2回目の質問なのですけれども、答弁も同じような答弁で非常に難しい施策だというふうにも思っているのですけれども、全国的にやはり景観を邪魔しているのが電柱でありますし、またバリアフリーを邪魔しているのも電柱であるということから、都市部を中心に電柱の地中化が進められております。非常に金額が高いということもありまして、なかなか市におきまして進めていくのは難しいかと思うのですけれども、このための補助も国から出ておりますので、うまく活用してできるところからしていただきたいと思いますが、今の答弁の中では駅前中心市街地ということで、野洲駅前中心市街地整備検討委員会で策定中であるということで、その中で電柱の地中化を考えていきたいということでもありますので、ぜひ県とも協議をしていただきたいと思います。先日もこの検討について伺っておりましたが、具体的にそういう電柱の地中化についての検討はまだ一度もしていないということを知っておりましたので、質問いたしてから2年間、何もそのことについては眼中になかったのかなという感じがいたしますけれども、そこまでまだ計画ができていなかったのだと思いますけれども、今いよいよ駅前の整備の計画ができていますので、特に駅前の中で電柱の地中化ができないか、またまちづくり交付金の活用を通して、ぜひ電柱の地中化の実現をしていただきたいと思います。

昨年、私たちの委員会でも大和高田市の駅前の整備について視察した折に、電柱の地中化をしたということが言われておりまして、伺いましたら、思った以上に安くできたということで取り組めたということも聞いておりますので、余り高い、高いというイメージにとらわれないで実行していただきたいというふうに思います。これも要望にしておきます。

それから、環境基本計画につきましては、前野洲町のときも立派な環境基本計画の、こういった冊子ができておりましたけれども、中身についてはなかなか十分に実行できないというのが現状でした。そういったすばらしい計画を踏まえて、またこのような今回野洲市の新しい基本計画ができておりますが、私もこれを拝見する中で非常に実行しやすいまとめ方をされているなどというふうに見せていただきました。今回、景観の質問をいたしましたので、特に三上山をはじめとする野洲ならではの景観を守り育てようというところに具体的なプロジェクトをつくって、1年目、2年目、3年目というふうに、段階的に景観の美しいまちにしていくという流れが出ておりましたので、今日進捗状況を質問させてい

ただきましたけれども、今年度かけてメンバーも募っていくという過程のようですので、ぜひこの計画どおりに実行できるように取り組んでいただきたいと思います。一つの山は平成19年11月に野洲市で開催される全国ふるさと富士サミットの実行委員会に推進組織のメンバーが参加できるように依頼するということですので、このメンバーが参加できるように、間に合うようにぜひメンバーを募っていただきたいと思います。その辺の見解をもう一度お伺いさせていただきます。

2年前にも提案いたしました地域一番景観大賞の創設の取り組みですけれども、やはりお互いが意識を高めるためには、各自治会等に働きかけてこういった賞の創設をしていくとか、いろんな形があると思うのですけれども、市民の皆さんに、本当に多くの方の景観に対する意識が高まらなければ、まち全体はきれいになりませんので、市民の景観に対する意識の向上になるためにも、この地域一番景観大賞の創設というのは、私はいい案だと思っておりますので、先ほども参考にしたいと言っていたいておりますので、ぜひ取り入れていただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（田中栄太郎君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） おはようございます。梶山議員の再質問にお答えを申し上げます。

AEDの配置の計画はいつごろ予定されているのかと、こういったご質問だと思いますが、その必要性なり緊急性は十分認識をいたしております。時期は明確に申し上げられませんが、可能な限り早急に市内の小中学校9校すべて配置できますように今後努めてまいりたいと考えております。

よろしく願いします。以上、お答えとします。

○議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 梶山議員の景観に関する再質問にお答えいたします。

推進組織の方から今年行います全国ふるさと富士サミットに参加するというのをぜひ実行していただきたいというお話がありました。先ほどご説明したとおり、推進組織を立ち上げるという形は正式にはまだしておりませんので、今ご参加いただいておりますのは、三上山、近江富士と今回言っておりますけれども、写真をかなり撮っていらっしゃる地元のさんさん会という団体がございますので、こちらの八田正文さんにご参加いただいております。また、教育委員会の方にもご協力いただきまして、銅鐸博物館で近江富士、三上

山についての史跡の企画展といたしまして、近江富士の写真展を開催する予定にしております。そういった形で市民の方からもご参加をいただきまして、今回の全国ふるさと富士サミットを開催したいということで進めてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） それでは再々質問をさせていただきます。特にAEDの設置について早急ということですが、本当にこれから運動会シーズンもありまして、激しい運動にもなってきますし、また部活とかで運動があるわけですが、いつとは言えないということでしたけれども、私といたしましては、非常に緊急を要することというふうに思っております。そういうことで今回質問させていただきました。できれば12月の補正予算に上げていただいて設置すべきではないかと思いますが、それが可能でないのか伺いたいと思います。

ちょっと伺ってありましたら、県の方からも補助金が出ているというふうに聞いております。地域救急対応力向上促進のメニューの中で、市町が行う住民に最も身近な運動施設である小中学校へのAED（自動体外式除細動器）の設置に要する経費ということで、1個当たり5万円という補助限度額ということで、平成18年に出ているというふうに聞いておりますが、こういうことが出ているということは早急に設置せよということにもなると思うのですね。こういう中でまだ設置されていなかったということに対して若干疑問があるわけなのですけれども、できれば12月の補正で上げて早急に学校に設置すべきと考えますが、この点どのようにお考えなのか、再度お伺いいたしまして質問を終わります。

○議長（田中栄太郎君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 梶山議員の再々質問にお答えを申し上げたいと思います。

確かに中学校では部活もやっておりますし、あるいはこれから運動会のシーズンということで緊急を要するという事は十分認識をいたしております。そして、県の方で滋賀県市町振興総合補助金交付要綱というものを定めまして、その中で議員が言われましたように地域緊急対応力向上促進といったメニューで補助制度もございます。補助対象経費の3分の1ということで、補助金の限度額は1カ所当たり5万円ということになってございます。そうした補助金も活用しながら、12月にも補正を上げていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（田中栄太郎君） 次に、通告第7号、第8番、西本俊吉君。

○ 8 番（西本俊吉君） おはようございます。8 番、西本俊吉です。議長のお許しを得ましたので、ただいまから一般質問を展開させていただきます。

行政課題は、さまざまなものがたくさん各種あるわけですが、まずはやはり市民の生活を守る、個人ではできないものを自治体に取り組んでいく、これが一番大きな課題ではなかろうかと思えます。その観点から、私は市民に直結する部分について今回質問させていただきたいと思えます。

市民の生活環境を守るために、生活ごみをはじめとする環境対策事業に行政が一丸となって日夜お取り組みいただいていることに心から感謝します。と同時に、生活環境施策として、まずし尿のくみ取りが開始されてから約 40 年余りが経とうかと思えます。また、ごみ収集が開始されて約 35 年になります。本市におきまして、昭和 57 年にクリーンセンターの完成により、また昭和 61 年の破碎棟の完成により、いよいよ本格的な分別収集体制が確立されてまいりました。この間には、環境問題や資源のリサイクル等の面から、現在のような非常に細やかな分別収集体制が確立されてきました。市民も非常に複雑化した分別収集に理解を示しながら、日々決められたルールに従い集積場を利用しているところであります。

さて、毎年年末になりますと、各家庭では大掃除から出るごみやおせち料理の準備などから、必然的に可燃ごみの量も増大してまいります。しかし、本市の収集体制は毎年 12 月 28 日が最終日となっております。この 28 日に年末年始の休暇に入っておられる勤労者等は製造業の一部に限られ、大半は 30 日、または大みそかまで働いておられるのが実態です。

近年、公営住宅やマンション、また一戸建ての住宅でも、ごみをストックしておく場所というものがそう大きくは確保されておりません。必然的に可燃物のごみ袋を幾つも抱えたまま新年を迎えるということになります。そして、お正月三が日が終わった最初の収集日には、本当に集積場に入らないほどの大量のごみが出される。この状態が毎年繰り返されております。

そこで、私は質問として、少しでも市民の皆様が気持ちよく新年を迎えられるように、たとえ 1 個、1 袋でも市民生活に合致した形での年末収集、それを展開していただき、特別収集体制等で少なくとも 12 月 30 日ぐらいに一斉可燃ごみの収集体制を確立できないかお伺いいたします。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいま西本議員からご質問いただきました「年末ごみの収集延長を」についてお答えいたします。

人権と環境を基本理念に掲げる野洲市としましては、まず市民に対してごみ減量への誘導を行うということが大切ではないかと考えております。また、実際問題として年末における収集の期間を延長することは、収集とごみ処理についてそれぞれコストが増加することとなり、それは市民の負担となります。

このようなことから、年末収集の期間延長について直ちに実施することは考えておりません。当面は、ごみカレンダーの作成にあたって、生ごみも含まれる燃えるごみについて、集積所での収集間隔が長くなりすぎないように、年末年始の収集日程を調整するなど工夫を重ねてまいります。

以上、西本議員からご質問をいただきました「年末収集の期間延長を」についての答弁とさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 西本俊吉君。

○8番（西本俊吉君） ただいまお答えいただきましたけれども、まずごみを少なくする。これは常からの365日通した課題であります。少なくしたいのですけれども、實際上、家庭で処理できない。一昔前ですとドラム缶とか焼却炉で年末ごみのある程度家庭で処理することも、よいことではなかったかもわかりませんが、通っておりました。しかし、ダイオキシンとかいろいろ環境問題が出て、すべてのごみと言われるものは公の手段に頼って搬出していただくしかないという生活実態ですね。

そこで私が申し上げているのは、通常の収集パターンであればいいけれども、年末というのは本当にたくさん生活ごみが出るのですね。減少したから、1割、2割減らすことは可能だと思います。けれども、根本をどうこうするというところには、とてもじゃないが行き着かない状態なのです。私の家の前にも集積場があります。毎年私はそれを見ながら生活しておりますからよくわかるのですけれども、年初めのごみ、例えばお正月前の掃除のごみから、先ほども申し上げましたが料理のごみ、または食べ物でもう古くなったものとか、そういうものがまじってどんと出てくるわけですね。だから、そういうものを一気にではなしに、今日びのサービス時代ですから、冒頭申し上げた全体量のうちの何割に該当するかもわかりませんが、もう1回30日ぐらいに集めていただく。そして、ごみを各家庭から少なくしていく。そういう形で市民サービスを提供されるということは、

今日的に市民感情から申し上げますと、行政に対する非常に厳しい視線も出ております。そういうところからも、ぜひとも創意工夫によってこの観点についての行政の努力を求めたいと思います。

さらにコストの面です。これは決して私がこうしなさい、ああしなさいという立場ではありませんから、参考として聞いていただきたいのですけれども、1月の第1回、第2回の収集は確かにごみはもうびっくりするほど出ます。しかし、暦でいきますと、1月10日ごろになりますと、極端にごみが減ります。ということは、利用頻度を若干そこで調整されても可能ではないかと思えます。もちろん、現場で働いていただいている自治体関連労働者の皆さんにもそれなりの報いということも、自治体として当然考え合わせなければならぬことですが、その辺で、1回ふやしたからまともに1回ふやすのでなしに、例えば中間期の2回分を年末大変なときに振り替えるとか、何かそういう形で、いわば月曜日は毎週自分たちの決められた日にきちっとでなしに、ある程度ごみの出てくる量、そういうものを勘案しながら行政の知恵を生かされるのも一つではないかと思えます。

そういう意味で、私はコストを上げてくれと、上がるような方法を模索せいとは言いません。もちろん、上がれば市民の負担になります。そのことは百も承知です。だから、その辺何とか上げない方法も講じながら、私の言わんとする年末における家庭ごみを少しでも回収してお正月を迎えられるような努力、これを行政に求めているところであります。どうかひとつ、論点はもう本当に、焦点としては細かいというのですか、これ1点で今回は質問を展開させていただいておりますので、正確に受けとめた形での英断あるお答えを求めたいと思います。

○議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの西本議員のご質問にお答えいたします。

まず、市民に対しての啓発でございますけれども、いろいろな方法がございますが、例えば広報媒体を使いまして、年末に向けての準備は早目にかかられるように啓発等の工夫をしてみたいと考えてございます。

それから、ごみの最近の状況につきましてご指摘を受けまして、調べさせていただきましたけれども、確かに1月の最初に多いという実態がございます。それで、私どもとしましても、ごみを一度に大量に出されますと、集積所からのごみの収集に時間を要するのはもちろんでございますが、市の処理施設でのごみ処理についても影響が出てくるということも考えられます。しかしながら、最近ここ数年の状況を見てみますと、特段従前と変わ

ってきたということをごさいますので、現在の方法で十分処理としてはやっていると
いうふうに考えてごさいます。

それから、収集間隔につきましてもう少し工夫できないかなということで、ご質問をい
ただきまして改めて調べさせていただきます。また、周辺市町村がどういうことをやっ
ているかということも調べさせていただきます。その結果、私どもの市では27日が最
終の収集になっている地区が結構ございまして、28日が最終の週の地区もござい
ます。そのあたりもう少し勘案して、例えば27日の地区を28日を最終にすることで収集期間
を1日短縮するという工夫ができないのかというようなことを今検討に入っているところ
でございまして。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 西本俊吉君。

○8番（西本俊吉君） 再々質問させていただきます。今、環境経済部長の方から周辺等
の関係が出ておりました。野洲市は一つの自治体です。だから、よそのことは余りとやか
く、参考にするということは自治体の本来の形ではない。自発的に必要なことをやってい
くということが自治体の本来の姿ではないかなと思います。私も当然、この質問を展開す
る段階で、全国すべてとはいきませんが、私なりに調べられる範囲、また聞き取れ
る範囲を調べてまいりました。

滋賀県下の例を申し上げます。滋賀県下でも比較的自治体規模として大きいところなの
ですけれども、大津市、彦根市、近江八幡市が収集業務そのものを30日まで行っており
ます。また、湖南市は29日となっています。それから、野洲市の場合、持ち込みはたし
か29日の午前中だったと思うのです。大津市は大みそかまで持ち込みを認めております。
また、先ほど申し上げました近江八幡や甲賀市は30日まで持ち込みがオーケーになって
おります。いずれも本市の現状よりも市民ニーズに合ったサービスを提供されております。
守山市も野洲市よりは若干プラス的なサービス提供があるように、これは電話で聞き取っ
ただけですから、証拠がありませんから申し上げにくいのですけれども、そのように聞いて
おります。

そういうところで、当然過去のデータもあろうかと思ひます。私は今すぐとは言ひませ
ん。一度12月中旬以降、1月上旬までの日ごとの搬入量のデータを示していただきたい
と思ひます。そして、これから今後においてそのことがどうなるか、我々議員としても勉
強させていただきますと思ひます。

それと、先ほど部長は27日とおっしゃいました。これがたまたま平日の金曜日とかそういうのであればいいけれども、数年前にあったのです。例えば28日が月曜日になるようなとき、27日はもちろん日曜日です。26日が土曜日です。金曜日最終日は25日なのです。だから、今年みたいに28日が週末金曜日とかになってくればいいのですけれども、暦の都合でそういうことがあります。だから、そういうこととあわせて、先ほど特別収集一部考えますということで柔軟性を持つということですが、それよりもやはり、どうしても大量に、早くから準備とはなかなか年末忙しい、仕事も忙しい、いろんな条件の中で早期に出すということは大切なのですけれども、認識はしていてもなかなかその実行は各家庭でもしにくいという状況もあります。

そういうところから、今回申し上げている、これは私も長年自治体に勤めているそのときから考えていた一つの課題でもあります。ぜひともその辺で、集積場にもうたまらないようになって、正月の三が日のうちにころんと1つ、2つ袋が出たと、そういうことのないようにするためにも、ぜひとも今私が、提言になるかもわかりませんが、質問している事項に鋭意今後行政として研究をされ、ニーズに合った行政施策が展開できるよう、最後にそのご決心があるないかお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 西本議員のご質問にお答えいたします。

各家庭で確かに年末年始ごみがたまっているのは事実でございますし、西本議員が努力してお調べいただいたということには敬意を表します。私どもとしましても、今西本議員からご指摘がありましたように、例えば一日ごとのごみの収集データ等々、議員も言及されましたけれども、周辺の市町村、特に私どもが関心を持っていますのが、そういった市町村がどういった工夫をしてニーズに込えているかという工夫のところをお聞きしたいと思ひますし、そういったものを研究いたしまして、今後の業務に生かしていきたいというふうに考えてございます。

先ほど申しましたように、早速はごみカレンダーの作成をもう一度見直していきたいと考えてございますので、以上でお答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 次に、通告第8号、第4番、内田聡史君。

○4番（内田聡史君） おはようございます。4番、内田聡史です。湖南幹線道路の整備進捗状況についてお伺いいたします。

近年の急速な人口増加と都市化に伴う急激な車社会の発展により、主要道路の渋滞は最

近特に激しくなっておりまして。本市においても例外ではなく、市内を通る国道、県道などの主要道路は、朝夕において慢性的な渋滞を起こしているところが数多くあります。

このような交通渋滞の緩和や経済活性化基盤づくりのために計画された湖南幹線道路がありますが、本市を横断する部分につきましては、昭和46年ごろに計画され、その後は昭和52年ごろまでに県道守山中主線から日野川までの区間を、一部を除き用地買収済みであり、以来三十数年が経過しようとしております。

しかしながら、工事が行われたのは比留田地先から小学校付近までだけであるのが現状であります。三十数年かかってこれだけでは、この道路が守山中主線につながるのはいったいいつになるのでしょうか。本来の計画であれば、近江大橋から草津、栗東、守山を越え、野洲川に橋をかけ、比江地区、比留田地区を抜け、さらに日野川にも橋をかけ、近江八幡へ抜ける計画であったでしょうが、現在の国、県の財政状況から見るととても無理であります。それは十分理解をしておりますが、ならば市内を通る部分だけでも整備の目処は立たないものなのでしょうか。野洲中主線から守山中主線までの整備予定区間は、主要地方道と県道とを連結することで沿道開発が可能となり、地域の活性化にも結びつくものであると考えております。また、防災対策上においても、主要道路となるこの路線の整備は重要であると考えております。この路線の整備進捗状況と、本市の県に対する働きかけの状況をお伺いいたします。

2点目でありまして、施設管理のあり方について数点お伺いいたします。

市が管理する施設のあり方について、現在市の施設におきましては、市が直接管理する施設、指定管理者に管理業務を委託する施設、業者に管理、清掃を委託する施設など、市内にはたくさんの施設があります。その中において、市が直接管理している公園の管理、維持、清掃はどのようになっているかをお伺いいたします。

2つ目に、学校施設の管理についてであります。体育館、グラウンド等の管理でありまして、本市には小学校6校、中学校3校のグラウンド、体育館、そして野洲中学校には柔剣道場があり、長期休暇を除く平日の子どもたちが通っている時間帯の管理責任は当然学校にあると思っております。また、これらの施設は生涯スポーツの振興を目的に、学校体育施設を学校教育に支障のない範囲内で地域住民のスポーツ活動や生涯活動の場として開放し、市内自治会やスポーツ少年団、及びその加盟団体等多くの団体に利用していただいております。また、私も指導者の一人として利用させていただいておりますので、年に一度感謝の

気持ちを込めて施設付近の清掃をさせていただいております。

このような学校体育施設の開放利用団体は、先にあったように学校教育に支障のない範囲内、つまり児童・生徒が下校以降の夜間、また土・日、祝日となるわけであります。使用中の管理責任は当然使用団体の者が行うのが当然でありますが、不測の事態や器物などに不具合やトラブルが起きた場合、市の最終管理者としての連絡体制、対応はどのようになっていますでしょうか。マニュアルなどがあるのでしょうか。お伺いいたします。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） おはようございます。それでは、内田議員の湖南幹線道路の整備進捗状況に係ります質問にお答えをいたします。

この道路は、その起点を近江大橋としております。その整備を大津市から草津、栗東、守山という順序で進められております。現在、野洲地域内では市道上屋西河原線から県道野洲中主線を経て、比留田地先の県道近江八幡守山線に至る約750メートルの工事が暫定の形で完了している状況であります。

次に、要望活動であります。毎年実施しております国、県要望、また湖南5市で組織しております大津湖南地域幹線道路整備促進協議会におきましても、県に対しましてはもちろんのこと、国に対しまして事業の進捗と予算付けにつきまして要望活動を継続しているところであります。あわせて、議会からも要望していただいております。この路線の早期完成を目指しまして、市を挙げまして今後も強く働きかけていきます。

よろしく願いいたします。

次に、管理施設のあり方の質問の中で、公園の維持管理と施設管理の状況についてお答えをさせていただきます。

野洲市が直接管理しております公園の維持管理につきましては、各公園の施設の内容や利用状況にもよりますが、除草作業や園内の清掃及び高木の剪定等を行っております。また、直接管理を行っている公園のみならず、地域ふれあい公園などの遊具の修繕や施設の修繕を行っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 内田議員の施設管理のあり方に関する第2点目のご質問にお答えをいたします。

議員ご質問の連絡体制、対応についてですが、年度当初に生涯スポーツリーダー育成セミナーと題しまして、学校体育施設開放についての利用説明会を開催させていただいております。この説明会では、利用の基本的なルールの説明を行っていますが、施設利用上の不測の事態に対する対応については、内容が不十分であったと思います。そこで、来年度からこの説明会において徹底を図ってまいりたいと思います。また、今後の対応としましては、開放時間はほとんどが勤務時間外ですので、漏水や窓ガラスの破損などの事態等があった場合、まず第一報を市役所本庁舎に入れていただくと、宿直警備員から担当者へ連絡が入り、担当者が現場に駆け付け対応をいたします。本庁舎の連絡先につきましては、開放施設の利用者が必ず利用していただくときに手にされる管理日誌に張り付けをしまして、徹底をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 内田聡史君。

○4番（内田聡史君） まず湖南幹線道路について再質問させていただきます。

この湖南幹線に関しましては、県の道路整備アクションプログラムに載っていないのを理由に整備が遅れており、市長もこのアクションプログラムに対しましては、誰が決めたのだ、現場の意見を聞き入れたものではないのではないかと、事あるごとにずっと強く言っているのを聞いております。また、今年の12月までにこの道路整備アクションプログラムが見直されると聞いておりますので、今後も強く働きかけていただくようお願い申し上げます。

そして、既に工事が完了しているように見えます湖南幹線道路の県道野洲中主線から市道上屋西河原線までであります。市民の方からはいつになったら通れるのか、なぜ早く供用を開始しないのかと聞かれます。私が聞いておりますところによりますと、幹線に沿って走っている農道と県道をどのように結ぶのか等で話が進んでいないと聞いておりますが、現状をお伺いいたします。せっかく整備された道路でありますのに、この状態が長く続くとせっかくの投資効果がないのではないのでしょうか。また、開通予定が決まっていればあわせてお伺いいたします。

次に、施設管理についてですが、私が今回特に申し上げたいのは、市役所分庁舎裏の公園の噴水、わたしは噴水が出ているのを見たことがないのですが、その噴水が余りにも汚いということで市民の方から聞きましたので、原課の方へ、担当課の方へどうなっているのか、清掃はどのようになっているのか聞きに行かせてもらったところ、まず最初に言

われたのが、誰が言っておられましたかということなのですけれども、誰が言っておられましたかとか、それは関係ないのではないのでしょうか。汚れている、水が流れていないからだと。その理由が財政難であるから、それはわかります。公園の清掃はいついつやっておられるのですかと聞くと、年に一度梅雨が明けてからやっている。それもわからないでもないのですが、春の天気の良い日、気持ちよく公園を利用していただいている方にきれいな場所を提供していただくのであれば、年に一回では物足りないとは思いますが。先週、私はこの現場を写真に撮ろうと思って見に行かせていただきましたらきれいになっていました。これは6月議会に鈴木議員の図書館庭園の管理清掃についての質問の中での市長の答弁で、職員でできることは職員でやっというニュアンスの答弁をお聞きしております。それを受けて実行していただけたものだと思っております。

ここに、先週の土曜日に撮ってきたのですけれども、現在こういう状況なのです。奥村議員や藤下議員、そして去年この質問をされた西本議員から見ればきれいになっていると思うのです。というのは、初めて見られる皆さんにとってみたら汚いなと思うかもしれませんが、これはきれいなのです。このレベルで。といいますのも、ふだんがこれよりもっと汚い。これは噴水というか、沼、池というか、いつも沼のようになっています。しかし、水が流れていないため、1カ月もすればまた藻が繁殖したり、木の枝や葉っぱ、ごみ等が浮き、汚いようになっています。この原因が、排水溝及びその先に砂が詰まっております、そのため雨水がたまり汚くなるという悪循環のサイクルが繰り返されています。こうやっていきますと、2カ月に一度ぐらい職員さんが掃除をすることになってしまうのではないかと思います。排水を直すか他に活用する考えがないのかを伺わせていただきます。

もう一点、体育館の施設利用についてであります。なぜこの質問をしたかといいますと、私もスポーツ少年団で体育館を利用させていただきます。7月の半ばに小学校を利用させていただいたときに、女子トイレの一つが水が流れっぱなしになっていたのです。そして、保護者の方から市役所へ連絡していただきました。そうしたら、6時半でしたので、市役所の守衛さんの方から、本来マニュアルに載っているところとは違うところに、事業団の方へ連絡がいったようです。そして、事業団の方から通報した保護者の方へ連絡がありました。そのときの対応が、「私は今一人ですので、そちらへ向かえません。遅くとも月曜日には対応させていただきます」。月曜日になったら学校の職員さん来はりますので対応していただけると思いますが、あのままトイレの水流っぱなし、私が見たのが土曜日の6時半です。そこから日曜日、月曜日、一方では財政難だから、お金がないから噴水が出

せない。けれども、一方では月曜日に対応する。指定管理者、事業団の方がそう言うておられました。市の職員さんではないので仕方がない、その発言にちょっと疑問を持つのですけれども、一般市民の方から見てみれば、市の施設を管理しているところからそういう電話があれば市の職員さんの発言だと思われるに違いないと思います。そして、先ほど教育長の方から、来年度から学校施設の使用の仕方を変えろと言うておられます。

まず、学校体育使用日誌であります。施設等に破損があった場合は日誌に記入後速やかに届けること、連絡先、野洲市教委スポーツ振興室、管理指導員、学校長となっております。大体先ほども言われましたように就業時間外、土・日です。野洲市生涯スポーツ育成セミナー、ここに電話番号が書いてありますけれども、つながりません。そして、私ら水がとまらないので市役所の電話番号を、皆さん今携帯を持っておられますので、とりあえずどこかに電話しないとイケない、それなら市役所に電話して下さいと、私は練習がありますので、市役所に連絡して下さいということでお願いしましたけれども、まず市役所の電話番号がわからない。ここにも載っていません。これに載っているのであれば、先ほど言われました生涯スポーツ育成セミナー、これに載っているのであれば電話するでしょうけれども、これは講習を受けた方しか持っておられないはずで、ふだんの使用日誌にはないわけであります。

この生涯スポーツ育成セミナーの冊子にも書いています。水道、電灯の使用については節減に努めて下さいと書いてあります。当然壊れてそのまま水が流れていますので、私は連絡させてもらいました。

今回の件で、子どもたちの保護者である市民の方も大変不信感を持っておられます。どこで対応が間違ったのか。市役所の連絡先がわかって市役所に電話しました。そして、事業団の方からそのような電話がありました。月曜日に対応すると。そして、それで切られました。でも保護者の方、市民の方はそれはおかしいと思ってもう一回電話しました。そしたら、どこかに連絡すると言っていたのですけれども、そこから全く連絡がなかったわけです。そして私も、そのとき携帯電話を持っていなかったのですが、練習中でありましたが、家に帰って携帯電話を持ってきて、私は教育委員会さんの連絡先誰もわかりませんので、議会事務局の職員さんに連絡していただいて、市庁の方の誰かに連絡していただいたと思います。そして、一番最初に来られた職員さん、誰かはわかりませんが、とめていただきました。その方と練習場で話をしましたが、「どこに連絡してくれはりました」と言われまして、「いや、議会事務局の職

員さんに電話して、そちらに連絡してもらおうように言いました」と言ったら、「何で議会事務局に電話したのですか」と言われたのです。これはまたさっきと一緒に、そんなもの、誰に連絡しようが、こっちはとめようと思って連絡しているので、連絡先がわかりませんので、それもちよっとおかしな対応ではないかなと思います。この件で、大変不信感を持っておられます。教育委員会として、どう考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

まず湖南幹線につきましては、内田議員からご指摘がありましたように、農作業面、あるいは一方、公安委員会の関係でそれぞれ県道と市道の交差点の関係で、交通安全上の関係ということで公安委員会からの指摘がありまして、現在、照明あるいは標識等の設置工事を県の方で行われておりまして、それがほぼ10月か11月の中ごろには完了するということを知っておりますので、11月には供用開始される予定と聞いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、公園の関係につきましては、窓口の対応につきましては今後適切な対応をするよう指導いたしますので、ご理解いただきたいと思います。

そして、今ご指摘がありました中央公園の噴水等の関係でございます。故障もしておりますので、修繕等も行っておりますが、やはりこの施設につきましては今後の利用状況等を把握しながら、噴水の施設については管理方法と施設のあり方について今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、お答えとします。

○議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

○教育部次長（船橋登志夫君） それでは内田議員の学校開放施設の利用なり緊急時の連絡体制なりについてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおりでございます。その当日遅まきながら現場に駆け付けました私と教育総務課の和田補佐が対応したわけでございますけれども、早速実際漏水の状態をとめてから、宿直警備員の方に対しては当然、まずこういう夜間、そして体育館で漏水ということで、短絡的にはっきり言って文化スポーツ振興事業団の方に連絡したと。こういうことはやはりきちっと、学校開放というのは6つの小学校、そして3つの中学校並びに関連施設で行われているということを知ってほしいということで、誠に不適切な対応であったとおわびを申し上げたいと思います。

そして当日、現場には事業団の体育関係の責任者も来ておまして、今後のこういう連絡の体制につきましては、教育長が先ほど答弁申し上げましたように、日誌にきちっと連絡先を書くということもそうでございますけれども、議員ご指摘のように誰がどういうことを言っているのかということ、まず何が起こって今何をしないといけないのかということ、対応するというので、総務の宿直の担当の方とも協議をしながら、まずは市役所の宿直のところ、長々と電話で対応するのではなくて、まず次にはどこに何をどういう形で連絡するのかということ、受け手は当然それに対してどう的確に対応するのかということについて、日誌のみならず早速今議会中にもきちっとご指摘のようなマニュアルなりを徹底してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田中栄太郎君） 内田聡史君。

○4番（内田聡史君） それでは最後の質問をさせていただきます。

三十数年前に湖南幹線道路を計画、そして順次着工していただきましたが、三十数年前といえば、私はまだゼロ歳か1歳ぐらいのものでして、あと30年経って奥村議員や藤村議員の年になってもまだこの道路、何かこのままちょっとずつどこまで行くのだろうという思ひがあるのですけれども。

ただ、今整備工事されているところが10月か11月に開通とお伺ひしましたが、周辺に何もない見通しのいい交差点になっております。そして、市内にこのような見通しのいい交差点に限って事故が起きております。その特徴はノーブレーキ事故であり、数カ月前にも比江の方が同じような見通しのよいところで事故を起こして亡くなっておられます。野洲中主線が開通したときに、現在は信号が付いておりますが、豊積の里の前の交差点とオカダ植物園の前の西河原の東交差点の間にある交差点ですね。あそこで事故が多発していたように思ひます、信号がないため。私も近くの散髪屋さんで散髪しているときに大きな音がしたので一緒に外へ出ていったら、もう軽トラが横転していたのを覚えております。

そして、この湖南幹線の比留田地先の場所ではありますが、当然開通した場合においても信号の設置は絶対に必要だと考えております。しかし、信号の設置は県内でも要望が多く、まず危険度の高いところから優先的に設置していかれるということであると思ひますが、比留田地先の交差点における交通安全対策についてのお考えをお伺ひいたします。

そして、公園の施設管理なのですけれども、この公園の噴水の機能はもう果たせないだろうと私は考えるのでありますが、この公園の噴水なのですけれども、つぶすにもお金が

かかりますので、土を入れて花壇にするか、砂を入れて砂場にするなど、何か他に噴水以外の活用を考えていただきたいと思います。

そして、体育館の管理につきましては、先ほども答弁いただきましたようにしっかりとしていただきたいのはもちろんであるのですが、管理指導者という方がおられますね。この方、私らは利用させてもらう者はその場所の軒先にかぎとかいろんな物が入っている、日誌が入っているボックスがあるそうですね。そこから持って、そしてかぎを開けて使わせてもらって、そして軒先へまた返しておく。これで間違いないと思うのですが、B & G 体育館、これは事業団が管理していただいています。もともと中主の教育委員会が管理していただいているみたいで、これも同じ管理ですね。管理していただいているということだと思いますが、旧町の場合は、先日いただきました事業団の報告書、この中に賃金、夜間施設管理人賃金 12 万円、12 万円で夜間の管理をしていただいております。そして、ここの方は近所の方なのですけれども、夜間の練習が終わった後、体育館の中に入られて、まず施錠、窓が開いていないか、いろんなどころ、どこかが壊れていないか、そういうところを確認していただいています。そして、その謝礼ということで年間 12 万円が支払われています。

片やこちらの小学校体育館施設、学校開放管理指導員謝礼 9 名分、これは均一だと思いますけれども、年間で 172 万 8,000 円、1 人当たりにして 19 万 2,000 円支払われております。B & G 体育館のときに、旧中主町のときには財政難で厳しいので月 1 万円で 12 万円にしてほしいというお願いをされたというように聞いております。そして、私ら今回ここに書いておりますように、体育館の方なのですけれども、管理指導員に連絡するということを忘れていたというよりも、管理指導員の方の家にはかぎを置いて持っていっただけ、別に B & G のように終わったら見に来ていただく、そしてそこで施錠や電気の消灯とかは別にやっていただいています。B & G を管理していただいている人が年間 12 万円、月 1 万円でやっていただいています。そして、かぎをそこに置かせてもらっています。小学校、中学校も同様だと思います。別に鍵を閉めに来たり、壊れているところを見たり施錠とか一切やっていただいています。それなのに 19 万 2,000 円というお金を謝礼として渡している。これは財政難である本市におきましてどうなのでしょう。金額が適正だとは思いかねるのですが、今後このまま支払っていかれるのか。来年度は財政難だからお礼のお金をこんなものに下げさせてくれないかなど、働きかけていかれるのかどうか。それをお伺いして終わらせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 内田議員の再度のご質問にお答えいたします。

1点目の湖南幹線の関係でございます。これにつきましては、先ほども答弁をさせていただきましたように、現在県では大津市から守山という地先を国の方で、国の補助金をもらいながら湖南幹線道路の整備をされております。そうした中で、野洲地域内につきましては、県の単独事業ということで少しでも進めるということでございますので、ほぼ守山地域が終わりますと、今度国の補助を受けて野洲市内にも来るということでございますので、先ほども言いましたように、これにつきましては市長はじめ議員の皆さんの力で予算付け、あるいは早期に実現できるよう要望してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次の公園の管理でございますが、これにつきましても先ほど答弁いたしましたように、この噴水は故障しております。そうしたことから、今後のこの施設のあり方について検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、道路関係での交通安全面につきましても、市道、県道につきましてもそれぞれ整備に努めておりますが、特に今の両県道に関わるものでございます。今の比留田地先についてはできるだけ交通安全面からしても、信号機等の設置を要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でお答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

○教育部次長（船橋登志夫君） それでは内田議員の管理指導員に関しましてのご質問にお答えしたいと思います。

B&Gが12万円、月1万円、そしてその他の管理指導員が19万2,000円、月1万6,000円、職務内容はB&Gの方がその後の消灯とか施錠の確認をされるということに関してのご質問ですが、現実問題といたしましてこの管理指導員さん、それぞれ小学校の体育館なりの最寄りの方をお願いをしているということで、なかなか時間どおり終わっていただけない実情がある中で、かなり遅い時間までかぎの受け渡し、それはボックスを通してということもあろうかと思っておりますけれども、やはり使っておられる間に責任の一端を担っているということで、いろいろ実際ご委嘱申し上げるときにはもうやめたいという中で無理をお願いしているという問題もあります。しかしながら、B&Gの職務の内容とそれに対する謝礼が違うということにつきましては、担当スポーツ振興室も事情をも

う少し詳しく聞きまして、きちっとしたあり方について検討を加えていきたいと思ひます。

○議長（田中栄太郎君） 次に、通告第9号、第13番、田中孝嗣君。

○13番（田中孝嗣君） 13番、田中孝嗣でございます。私たちの大切な年金、社会保険庁の職員のずさんな仕事ぶりに職員の着服など、大きな問題になると共に、市町村でも2億円以上、また件数にして49件の使い込みや着服などが発覚し、大きな社会問題になっております。旧野洲町や旧中主町にはそんなことはなかったとは聞いておりますが、職員の信頼が薄れているのも事実でございます。そこで私は職員の意識改革についてお聞きしたいと思ひます。

今議会においても、また公用車の事故の議案が報告され、理事者は再発防止を誓われております。しかし、この言葉は幾度となく聞かされ、耳にたこができるほどであります。また、市営住宅の家賃未納問題では、職員の職務怠慢で5年近くも家賃が未納になっており、法的措置に訴え解決する事案も提案されております。

それらの問題は職員の資質というより、きつい言い方かもしれませんが、一部の職員の方には社会人としての最低限のルールすら理解されていない人もいるのではと思わざるを得ません。

第2期地方分権改革がスタートし、多様で活力があり住民が安心、安全に暮らせるまちづくりを進められている中で、まちづくり基本条例の施行に伴い、合併3周年の10月1日付で機構改革を行い、フラットな組織としてまちづくり政策室をつくるなど、大幅な組織替えを行うとされております。しかし、幾らすばらしい組織をつくっても、それを実際に動かすのは職員であります。職員が理解し、考え、そして動かなければ実を結ぶことは難しいものです。

合併以来、市は人権と環境を基本に新しい野洲市の創造に向け、社会情勢の変化に対応し、地域ニーズを把握し、的確な対応ができる人材育成が課題であり、市では内部研修をはじめ、市町村職員研修センターなどに派遣し、仕事に必要な知識、待遇などを取得されているとは思いますが、一部の職員を除いては、そのような成果が見受けられません。

公務員は、かつては遅れず、休まず、働かずと言われた時代もありましたが、時代は変わり、地方分権の流れの中で、自己決定、自己責任、説明責任などが必要になった今日、より以上の意識改革に力を入れていかなければなりません。

そこで、まず次の3点について市長の見解をお聞きいたします。

野洲市の職員研修の実態は。

市長が考えている理想の職員像とは。

今後の職員の意識改革の方策は。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 田中議員の職員の意識改革についての3点のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、第1点目の野洲市の職員研修の実態でございますが、毎年度初めに研修計画を策定いたしまして、内部研修、職場研修、派遣研修、自己啓発の4つの区分のもと、効率的かつ効果的な職員研修となるよう取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、内部研修では職員の基礎的な資質の向上を図るため、人権と環境をテーマとした研修項目を必須として実施し、さらに交通安全やメンタルヘルス研修などを適宜設定し、全職員を対象とした全体研修などを実施しております。また、今年度からは政策形成能力の向上を目指したグループ研修を実施しているところであります。

次に、職場研修では、身近な各職場単位で各職員の知識向上と職場風土の改善、向上を目指して、接遇をはじめとする5つのテーマを必須項目として掲げ、各職場で自主的な研修を実施しております。

また、派遣研修では、職階に応じ専門的な知識能力の向上を図るため、適宜職員の派遣を行っております。

最後の自己啓発では、職員の自主的な資質の向上を支援することを目的に、通信教育の受講助成を行っているところであります。

次に、第2点目の理想の職員像につきましてですが、少子高齢化や高度情報化、国際化などが進展する中にありまして、住民に最も近い市町行政におきましては、今日の多様化する市民ニーズを的確にとらえ、自己決定、自己責任のもと、地域課題に対応した野洲市としてのまちづくりを進めなければならないものと考えております。そのためには、市民から望まれる職員の姿としまして、自立し、市民から信頼され、積極的に改革、改善に取り組む職員を育成する必要があるものと考えております。

最後に、第3点目の職員の意識改革につきましては、自己決定、自己責任に基づく独自の施策立案及び市民との信頼関係の上に立った協働への取り組み、またPDCAサイクルによる新たな行政運営システムの構築を図るため、現場主義の徹底による職員の意識改革を促進する必要があります。そのため、職員の成長を支援するという共通認識を持って、

研修、人事、職場が相互に連携を行い、職員の意識改革を進め、組織の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（田中栄太郎君） 田中孝嗣君。

○13番（田中孝嗣君） 私だけではないと思うので、過去にいろんな形で職員のいろんな問題点なり、いろんなことを質問されて、大体答えとしては通り一遍的な同じような答えをいただいているのですけれども。ただ、副市長に今答えていただいた、過去の実績なり研修をどのような形で生かされているのかなと。その辺は今現在どう思っておられるのか。

職員の皆さんすべてに一生懸命やっていただいていたのであれなのですけれども、一部の人間がそういう形で出てくると大きく職員全体のイメージになることは事実ですので、できるだけ私の望むところは落ちこぼれのないような職員をつくっていかねばならないと。誰かが何かしたら職員全体の責任になることだから、その辺の研修をどのような形で進めていったらいいのかなという思いをしておりますし、意識改革の中で議会もいろんな形の中で意見をしておられると思うのですけれども、行政改革の中、市民に対しては補助金の削減や高齢者の福祉の金額を削減され、市民にとっては相当な痛みを伴っておりますが、内部の意識は本当に進んでいるのかなという思いをしております。

例えば、合併以来、野洲市になってから残業のやり方というより、残業をどのような形で付けるかと。野洲市は残業したら明るる日に本人が自分でパソコンで打ち込んでいるという形を何遍も議員の方は指摘されていると思っているのですけれども、その辺の部分でどういう形で議員の意見を協議されているのか。それも私は意識改革の一つだと思うのです。

私は残業が悪いとか言っているのではなしに、ただ自分で入力するのがおかしいのではないかということを知っているのです。もちろん残業手当に関しては17年度から18年度に関しては1,200万ほど削減されて相当な努力もしていただいているということは重々承知をしておりますけれども、その辺についてどういう感覚で意識改革をされているかということをお聞きしたいと思います。

いろんな形の中で残業手当を抑えるためには、よその市町村では管理職が残って一緒に残業を見届けるという形でやっているという市町村もあるということも聞いておりますし、できるだけ管理者が手伝って残業を減らしているという話も聞いておりますので、その辺も本当に検討されているのかなという思いはしております。

先ほどの交通事故のいろんな問題にしても、今こういう時代だから交通事故を起こしたら悪いとか、普通に走っていて交通事故が起こることは多々あります。ただ、いろんな、後ろを見なくてバックしたから当たったという事例が本当に多いのですね、何件も。本当の些細な注意なのです。後ろを見ないでバックして後ろの車に当たった、とまっている車に当たったとかいういろんな件数が多過ぎますので、やはり意識改革をきちっとやっていかないことにはだめだと思いますので、その件もどういう形でやられるかということもお聞きしておきたいと思います。

中主町時代から、いろんな不祥事があれば文書訓告や口頭訓告やら、ただそれだけなのです。だから、事故を起こされたら職員にはこういう事故がありましたよと。この間聞いたら、どこかに張り紙でしてあるというけれども、職員はほとんどみんな知らないと思うのです。こういう事故があったというのは。だから、ただ本当の不注意でこういう事故があったからそういうことはできるだけないようにと、やっぱりきちんとした形で職員にも周知をしていって、本当に些細な事故とかいろんなものをできるだけなくしていく。そういうのも一つの方法だと思いますけれども、その辺の考えもお聞きしておきたいと思っています。

全国いろんな形で行政改革をされておりますし、職員研修も改革で有名な大分県の臼杵市では、管理者の職員には公園の便所掃除とかいろんな形で研修をして、行政はサービス業だと、そういう精神も十分に知って、市民の皆さんにサービスをするのが行政だという形の中でやっておられます。野洲市は、通り一遍のいろんな研修をしているとかいう話を先に聞いたのですけれども、その辺もお聞きしておきます。

以上、お願いします。

○議長（田中栄太郎君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 田中議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

まず、これまで研修等を実施しているわけですが、そういったことをどう生かしているかというご質問だったと思いますが、基本的には毎年度研修計画を立てておりまして、それまでの研修実績等を見ながら計画を立てているということでございまして、例えば研修をやった後のアンケート調査をしたり、そういったことで理解度とか認識度等を求めている研修もございまして、それぞれ研修の成果、すぐには上がらないものもございまして、繰り返しておるといところでございます。

それから、まず職場で、ちょっと表現が適当かどうか分かりませんが、落ちこぼれとい

うご表現だったと思うのですが、そういったことをどうするかというのですが、これは組織でございますので、基本的には個々対応というのが当然ありますが、それぞれ個人の力量を上げていくと同時に、組織としての対応が必要だと思っているところでございまして、そういった中では管理職のリーダーシップ等々が大変重要になってくるかと思っております、それぞれ職階、階層等に応じた研修もさせていただいております。

それから、市民サービスという点で内部の意識改革はどうだということですが、これは基本でございまして、これまでからそれぞれ職員には市民サービス、あるいは市民の満足度向上について当然配慮するようにと、あるいはそれを最重点に置いた対応ということでいろんな研修もやっております。先ほど申し上げました各職場における接遇研修等、そういった意味では基本的なことですが、繰り返しそれぞれ研修を進めさせていただいております。

それから、残業につきましては、今もご紹介がございましたように、一定努力させていただいて削減に努めているところでございまして、その点につきましては、当然のことながら本人の努力並びに職場としての管理体制を強化する中で、残業の削減に努めてきたところで一定効果があったものと思っております。

交通事故、さっき議員ご紹介がございましたように、中身を見ますとバックでちょっと当たったというのが結構多かったということで、この辺は大変私どもも残念に思っております。この辺の意識の問題と同時に、多少公用車に慣れていないとか、運転未熟という部分もあったのかなというように思っております。そういった意味では、こういった事故についての対応等々につきまして、庁内のイントラで、これは掲示板でございまして、周知をさせていただいておりますし、また本年度交通安全研修というところで9月に、参加者約400人でございまして、研修をさせていただきました。また、これから、管理職を主体といたしておりますが、無事故無違反運動への参加というところで再度、他にも参加したいという方がいらっしゃれば、あるいは今年度交通事故等に関わった方については参加していただこうと思っておりますが、こういった無事故無違反運動等にもご参加いただいて、それぞれこれからの交通事故を減らすというところについて取り組んでまいりたいと、かように思っております。

以上、幾つかの点でご質問にお答えしたわけでございますが、当然のことながら、野洲市として新しい体制のもと、市民サービス向上に向けて一層取り組んでまいりたいと、かように思っております。

○議長（田中栄太郎君） 田中孝嗣君。

○13番（田中孝嗣君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

さっきお話ししたように、残業ですね。職員が明るる日に自分でパソコンで入力するということは一向に直っていないと。それは私ではなしにいろんな議員さんが過去に同様の指摘をされていると思うし、本来ならやはり課長がきちとした形の中で残業を把握してどれぐらいの残業だということ、私は課がきちとそういうことをするものだと思うのですけれども、その答えがなかった。どういように検討されたかという答えがなかったです。

なかなか難しい問題で、努めているとか、こういうようにやっているという話が多過ぎてあれなのですけれども、努めているけれどもどういように成果が上がったとか、そういう話の一つもないのですね。我が野洲市は副市長が来たから、私がこういうふうに変えていったと、職員の意識を変えていったという話は何もない。

私も今日はあれなので一つだけ最後に言わせて下さい。文教福祉常任委員会で、先日駒ヶ根市の方へ研修に行きました。子ども行政の一元化をされているところなのです。家庭機能の充実、地域教育の充実を図るために、教育委員会の中で子ども課を設置されているところなのです。私はいろんな話を聞いて行って、一番感じたのは、教育長が自ら動いて特区を取ってこられて、いろんな地域の説明会とか問題が起きれば教育長が、やはり教育のトップは教育長ですからね。教育長が一番に動いて何もかも皆を引っ張って行ってくれますという話なのです。

職員の意識改革も私はそこだと思うのですよ。やはりトップが自ら動いて職員を引っ張っていくことによって、職員も気持ちよく働けるし、一生懸命やっていますという駒ヶ根市の話なのです。そこに結局、どこかの市とはちょっと違うのですけれども、市長も教育長を全面的に信頼して、教育長のやりたいようにさせてきたという形なのです。こういう行政の中でそういう雰囲気、職場が、みんなが一生懸命活力ある職場にさせていただきたいという思いを、私は駒ヶ根市の、私だけではないです、文教福祉常任委員会の皆さんが大体そういう感じの中で受け取られたと思う。教育委員会も研修にどうしても参加してくれと言ったら、予算がないと。こんなすばらしい研修のときにやっぱり予算云々ではなしにできるだけ参加して、よそのいいところも見習っていかなければならない。

その辺のことについて、最後に市長と教育長にできたらお答えをいただきたいなと思いますし、それと、他市では、うちでも人事評価システムをされておりますわね。意識改革

の実現を図るために、よその市では、人事評価システムを活用して期末手当などいろいろなそういうところに反映させて意識改革に取り組んでいる市もあるということを聞いております。うちは今、人事評価システムをどのように活用されているのか。やはりいろんな手当にまで起用されているのか。その辺もお聞きして、質問を終わりたいと思います。よろしく。

○議長（田中栄太郎君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 後ほど市長、教育長、ひょっとしてというか、お答えがあるかもわかりませんが、とりあえず前段は私の方でお答えをさせていただきます。

残業の点については、入力云々という手段というのは、今のITのシステム上からはやむを得ないというように理解しておるのですが、管理の面できちっとしないといけないと。これは仰せのとおりでございます。そのとおりだと思います。

それから、若干成果がまだまだ上がっていないではないかというか、おしかりをいただいているのですか、合併して3年目を迎えて劇的な効果が表れるような方策を見付けたいなと思っておるのですが、まだそこまで至っていないと。

ただ、さっきも冒頭ちょっとご紹介したのですが、政策研修といいますか、それぞれ中堅、若手の方々に自ら課題を発見して解決を考えていくと、こういうような自発的な研修ということ一度やるといことで、今年度3グループつくらせていただいて、これから勉強していただこうと。こういうようなことを含めて、少し新たな取り組みもしていきたいと、かように思っておる次第でございます。

それから、駒ヶ根市ですか、このことを例にひいておっしゃったのですが、当然勇将のもとに弱卒なしということをお昔から言われておりますように、やっぱりリーダーの働きぶりというのは大切だと、かようには思っておるところでございます。

それから、人事評価システム、これは勤務評定システムという形で私どもは呼んでいるのですが、かなり早い段階から、特に野洲町はお取り組みいただいたと。いわゆる下からの評価というのですか、この点についてはかなり独自に野洲町で早くから取り組まれたと、かように承っております。現在どうなっているかという話で、他市の例もちょっと調べてもらったのですが、処遇といいますか、特に手当の反映ということでは、近隣の1市が勤勉手当であるという情報でございまして、まだまだ試行の域を出ていないというところでございます。この辺は、現在は勤務評定等はその方の希望等、それから配置、こういったことについて一応配慮しているということでございますし、昇任、昇格へも反映はさせて

いただいておりますが、手当の反映というところについては、今後その効果等も見据えながら検討してまいりたいと思っておる次第でございます。

○議長（田中栄太郎君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 改めまして、おはようございます。私の出番が11時になりました。

いろいろと厳しいご意見を持ちながら質問していただいたのですが、研修とか意識改革については、副市長が答えたとおりでございますが、私は、一般論になるのですが、どうも市民の皆さんから市役所の職員を見たときに、合併して3年経つのですが、どうも旧町時代の意識が職員から抜けていないという見方があるのですね。だから表現は、旧野洲の職員はどうだとか、旧中主の職員はこうだとか、そういう言葉で私の耳に入ってくるのですね。それはどうかということ、人権と環境、それを一つの職場に置いたときに、環境は地球温暖化の環境ではなしに、一つの課の中に人がいる人間関係の環境を考えたときに、どうもまだすっきりしたものがとれていない。だから、研修をしようが、啓発をしようが、何をしようが、どうもその辺に問題があるように思うのです。

だから、私はもっと現場から学ぶということを基本に、旧中主の職員さんは旧野洲町の現場へ出て行ってどのようなことが、自治会あるいは住民の中にどういう動きがあるのかと。あるいは旧野洲町の職員は旧中主町の地域へ行って、やはり自治会活動とかいろんな面についてどういう問題があるのかと、だからどういうことをしていかないといけないのかと、その辺から、きちっと実態から学んで、それを研修の上で反映していく。研修、研修と上から一方的に言っても、いわゆる地盤がならせていないので、そういうことがうまくいっていない。だから、もっと言うなら、時間の問題が違くと住民の皆さんがおっしゃるのです。

例えば、10分で済むことを1時間かかって済ませていた職員がいるのではないかと。これは余り言うといかんですがね。そういうものを一つのものにしてしまわないといけない。だから、3年経ってよいよこれからが本音の職員さんの力を出していただく時期になるのではないかと、こんなふうにも思いますので、これからまず職場における環境を、人間関係を含んだ環境を整備していく。お互いに職員同士かばい合いながら、また補完し合いながら、助けて一つの仕事の目的に沿っていく。こういうことが肝心ではないかと、こんなふうにも思っております。今は、まだまだそうした環境が整っていないという実態がございますのでそういうふうにも思います。

教育委員会と市長部局の問題なのですが、私は教育の現場には一切口は出さんと、これは常々申し上げています。ただ、教育環境、今の環境の問題は私の仕事だと。だから環境については私は責任を持って、学びやすい、勉強のしやすい環境をつくっていこうと。知識を教えるのは先生だと、こういう言い方をしておりますが、実は全国市町村会の中で出雲市に、変わったという失礼なのですが、出雲の市長さんは元々文部省の官僚なのです。ところが、私は何かその方と教育についての意見が合うのですよ。その言葉を借りると、教育委員会は廃止しよう。教育委員会は要らないのだと。置いておくから、何やがちゃがちゃするのだと。直接市長の権限の中に学校を入れようではないかと、こういう持論を持っておられるのです。だから、そういう研究部会で議論になると、その出雲の市長さんはそれをおっしゃるのです。教職員の任命権も市長が持とうと。金は国が出したらいいではないかと、こういう言い方。まあ、言い方にはいろいろあると思うのですが、何かその辺、今おっしゃるのもその辺をおっしゃっているのだと思うのですね。教育委員会は独立した一つの機関だということになっているのです。ところが、教育長は市長が任命するのですから、その辺のことをおっしゃっていると思うのですが、我が野洲市はそういう体系のもとでうまくいっているのですが、そういうような実態がございまして、私もその中で思うことは、教職員の皆さんが子どもに知識だけを与えるのではなく、この野洲市の歴史、文化の知識をしっかりと入れて子どもに教えていただく。そのことによって、地域に根差した子どもが育っていくのではないかと、こんなふうにも思いますので、後は教育長にフォローしてもらいます。

それと、時間外勤務手当の話が出たのですが、17年度に非常に多かったというのはちょっと問題があるのですよ。合併したときの電算の切り替えが、合併したときに私はややもすれば電算の契約がおかしかったのではないかという反省が、これは山中元総務部長が議会で言っていますのやで。そのフォローをするために職員さんが何ぼ残業したかわからんと。こういうことで、1,700万ぐらいの時間外勤務手当を出しているはずですが、それをできたから、18年度では削減できたと。削減ではないのですね。それだけの仕事をしてもらったという原因があるのです。金額が間違っていたら、またお教えいただきたいと思います。そのぐらいあったと思うのですよ。16年から17年にかけてですね。

そういうような思いをしていますので、職員さんの研修については技術的、知識的にもやっていかないといけないけれども、まずその根底にあるものを払拭して、そこからやはりやっていかなければいけないと思います。

それともう一点、今までは幅広く、奥は浅くてもよかった。こういうことですが、今は幅も広く奥も深く、専門的な職員を養成していかなければいけないと、こういう思いをしていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中栄太郎君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 予想外のご質問にお答えをいたします。

教育長の主体性についてお話がございました。どこかの教育長さんのようにと、こういうこととございますけれども、これは過去の議会でも私は一言申し上げたと思うのですが、野洲市は人権と環境を大事にしているという市長の施政方針があります。私はそれに賛同しております。非常に大事だというふうに思っております。しかしながら、先ほど市長からも話がありましたように、教育をこうなさい、ああなさいというようなことは一切今までございません。市長の方は施設を、例えば給食センター、大きな予算を使っていたかまして建設をしていただきました。私たち教育委員会事務局は、それをいかに教育的に活用するか、そういうことになろうかと思っております。したがって、人権と環境を大切に教育を私は主体性を持って進めてまいります。

それともう一つ、教育効果につきましてですけれども、これは過日の教育のご質問に関連しまして、野洲市のいろんな教育効果の面もご紹介をさせていただきました。この間、校長会で申し上げましたのは、それぞれの学校で頑張っていること、これをできるだけ教育委員会事務局の方に詳しく報告をして下さいと。それを認めていこうと、できるだけ褒めて教育をされるといいですか、私はそれが大事だというふうに思っております。あら探しは、欠点は探しやすい。私も得意です。ところが、よいところを見つけて伸ばすことによって、教育の質が高まっていくと、私はそのように信じております。

それから、子どもの教育に関わりまして、次年度は組織を改めまして子どもの教育に力を入れてまいりたいと思っておりますので、どうかよくご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午前 10 時 59 分 休憩）

（午前 11 時 15 分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第 10 号、第 10 番、田中良隆君。

○10番（田中良隆君） 10番、田中良隆でございます。朝も議長の指示がありましたように、簡単明瞭に3点の質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、高齢者福祉施設の「あやめの里」、この駐車場の対策についてを質問します。

高齢者福祉施設「あやめの里」が駐車場の不足で困っております。公設民営で平成12年秋に全国初のグループホーム型特別養護老人ホームとしてオープン以来、地域福祉を支えるその役割はますます大きくなっております。それに比例して、職員や家族、ボランティアの出入りする車の数もふえて、玄関先の駐車場は大混乱することが多く、既に接触事故もあり、その対応が急がれます。民営ではありますが、施設は上も下も野洲市所有であります。隣接する土地を譲っていただき、安全な駐車場対策を急がねばならないと考えますが、いかがでしょうか。

2点目です。蓮池の里の周辺水路の水質改善について質問します。

野洲市須原のごみの処分場、いわゆる蓮池の里多目的公園周辺水路の水質改善の要望が、地元から出されています。大分前から出されているわけですが、特に渇水期になりますと、水量不足で地盤が露出し、雑草が繁茂し見苦しい状態となっております。野洲郡行政事務組合のころからの要望でして、平成の初めころからの約束事であったはずであります。どうなっているのか。もうすぐ平成も20年になろうとしておりますが、これについて質問します。

3点目は、野洲市まちづくり基本条例と20年度の予算の関係について質問します。

野洲市まちづくり基本条例が施行されることによりまして、今までの予算の組み方と来年20年度の予算の組み方とはどう違うのか。

以上、3点を質問します。

○議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 田中議員の高齢者福祉施設「あやめの里」の駐車場対策についてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、「あやめの里」は平成12年の介護保険制度スタートに合わせ、旧中主町時代に介護老人福祉施設の基盤整備が急務となっていたことから、当時の考え方として公設民営の施設として、社会福祉法人野洲慈恵会が施設整備されたものであります。その後においては、事業所としての運営を基本として今日に至っております。駐車場については、開設当時、施設規模に応じた駐車場として35台分を確保されておりました。現在、ボ

ランティアや職員数等の増加により、駐車場が狭隘となっており、重要な課題の一つとして認識をしております。今後、駐車場用地確保について、野洲慈恵会と協議をしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 田中良隆議員のご質問にお答えいたします。

蓮池の里多目的公園周辺水路の水質改善につきましては、対策として上流水路からポンプによる水を導入することにより一部改善が認められましたが、ご質問のとおり渇水期において水量が十分でなく、水路内の水位の低い箇所には雑草が繁茂しまして、流れが阻害され、自然要因による着色も加わりまして、現在も部分的に景観が損なわれております。他の用水手段として地下水または周辺河川水による水量増加対策を検討してまいりましたが、十分な効果が得られないと判断しておりまして、いまだ有効な対策に着手することができておりません。

今後につきましては、水位確保を目的としまして、試験的に水路出口と下流河川の接続管付近をせき止めまして、水路内の状況を一定期間把握した上で、費用対効果を勘案しながら引き続き対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

○政策推進部長（山中清嗣君） 田中議員の3点目の野洲市まちづくり基本条例と20年度予算の関係についてお答えいたします。

今後のまちづくりにつきましては、まちづくり基本条例をもとに、市民と行政、議会が一体となって、人権、環境、協働、そして住民参加のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

このことから、これから作成する平成20年度予算編成にあたっては、協働の推進とその仕組みの具体化を予算要求の重点課題として位置付け、防災、防犯、福祉、教育等の多くの行政分野において、協働のまちづくりをより積極的に展開していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 田中良隆君。

○10番（田中良隆君） 簡単明瞭な答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは再質問をします。「あやめの里」の駐車場ですけれども、協議するという事ですからそれでいいわけですが、民営だからということで突き放したようなことはしないでいただきたいと思いますが、農地の転用も含めて十分に相談に乗っていただきたいと思います。「あやめの里」については以上にしておきたいと思います。

それと、蓮池の里のことですが、私は思ったのですが、先ほど西本議員からの質問もあったのですが、これはもともと行政事務組合の関わっている問題でして、行政事務組合に対してはこういう一般質問をされるのが、ここ3年ほど前までは全くなかったということもありまして、なかなかその辺、きめ細かなことができていないなという、そんな感覚をしています。今、山田部長の方から試験的にするという事だったわけですが、私も地元の方と現場へ何回か行ってみました。たちまちは1枚数十円程度の土のうで、砂でも入れて土のうで30センチぐらいの段差を2カ所か3カ所ぐらいつくれば、それである程度テストできるのではないかと。恐らく予算は1,000円もあつたらいけると思いますが、職員が、人手がないというなら地元の人にも協力してもらって、ちょっと助けてなという事で声をかければ、そんなのいやだということにはならないと思いますので、そういう意味で、土のう程度で、30センチの段差を二、三カ所つくったらいいのではないかなと。その様子を見てから、また次の段階ということになると思います。ですから、施設費が数千万かかって年間700万とか800万の電気代を生むと、そんなことをスタートから言っているわけではございませんので、まずは明日にでも職員に指示をして土のうを積みということでやってみたらどうかと思います。砂が必要でしたら、うちに幾らでもありますので提供したいと思いますが、これは要望でございます。

それと、まちづくり基本条例と20年度の予算の関係ですが、9月6日でしたね、20年度の予算の基本方針の打ち合わせ会か何かがありましたね。うちの会派の政調会のときにたしか議長が行かれたと思いますが、その辺ではどういう話になっているのか、もうちょっと具体的をお願いしたいと思いますし、今の基本条例と予算のことで、まず協働の推進とその仕組みを具体化するというのがメインとして挙げられたわけですが、例えば地元要望、それぞれ各自治会いっぱいあるわけですが、私の地元の堤では、在所から国道までの間にカナメがずっと植栽として植わっていますが、そこの、もう数年前から、工事した翌年度ぐらいか、あるいはその次の年ぐらから枯れているから何とかしてほしいという要望がずっと文書でも出されています。ふるさと農道というので農政課に出されていたわけですが、いまだに一切何もない。それは、担当課に聞きますと、補正を組んで100万、

150万の予算要求をしているのだけれども削られてできないと、そういう話なのですね。先ほど来ありました協働の推進という、そんな言葉からいいますと、例えばこのカナメの苗木というものは1メートルぐらいの苗木で、今も造園屋に確認しましたら、恐らくは600円か700円ぐらいだろうというところです。100本も要らないわけですが、100本買ったって数万円の話ですから、そういうのを担当課は地元の自治会と十分相談して、予算ないから、財政何とかしてなという、そういう話を持っていくこと自身が、非常にこれから必要なことじゃないかなと思います。

それぐらいでしたら、何とかなるような金額だと思いますので、その辺についてどうお考えかお聞きしますし、また各自治会それぞれ行政か市役所、あるいは県からもそうですが、依頼されて、草刈りだとか除草作業をしているところがたくさんあります。まず地元でできて、地元の自治会の財政も潤し、希望がある自治会にはそういう仕事をどんどん回す。業者に任せたら、平米80円とか90円とかかるところを、地元であれば40円、50円でしてもらえるであろうと思いますし、そういう取り組みが必要ではないかなと思います。たちまち、今年度でどれぐらい除草、市全体でどれぐらいの業者に委託されているところと自治会に委託されているところ、どれぐらいの面積があつてその単価はどれぐらいなのか、概数を教えていただけたらと思います。

もう一つ言いますと、1年か2年ほど前にも申したと思いますが、マイアミ浜の前に二十数反遊休の土地が、市有地があるわけですが、何回か別のテーマで話題にもなっておりますが、そこにつきましても、私は何かのときに言ったかと思いますが、今150万か、かなりの金額で第3セクターである湖岸開発に依頼をされています。あの当時私も言っていたのですが、うちなら100万円でコスモスの花を咲かせますよと言っているのです。だから、うちが仕事をしたいから言っているわけではもちろんないわけですが、そういうふうにして、できるところはもっと何とか工夫すれば安くできるのではないかなと、そういう思いがしております。例えば、24反でしたら、コスモスでしたら苗代は恐らく1万二、三千円ぐらいかかるのではないかなと思いますが、それでも30万、40万の種代で十分、100万までで可能だと思います。もちろん、仕事を委託していく先の助成という意味も含まれるのかもわかりませんが、そういうところというのは、たしか林議員もそんなような質問を委員会のときにされたと思いますが、そういうような取り組みが必要ではないかなと、そんな思いがしております。その辺についてどう思うのかをお聞かせいただきたいと思います。

それと、このまちづくり基本条例の第6章で、みんなにわかる行政運営というのが、章がありますが、そこでは、行政運営は市民に対してより一層の透明性が求められていますという、そんなことがいろいろ書かれているわけですが、私は前から気になっていたのですが、特に聞くところによりますと、野洲市は人権、環境をベースに生きる意味、という話なわけですが、人権について、例えばこれから暮れにかけてか、詳しくはわかりませんが、そういうときには、解放同盟か、組織はちょっと正確にわかりませんが、そういうところと市役所の職員、管理職が絶対義務的に出席しろということで無理やり、無理やりという言い方は公式にはできないかも知れませんが、事実上無理やりにでも出されて団体交渉をしている。そういう姿が正常な形であるのか、みんなにわかりやすい、透明な仕組みであるのか。こういう制度というのはこれからもずっと続けていかないといけないものなのか。私自身はそれはちょっと問題であると思っていますが、その辺についてもお伺いしたいと思います。

それとここに、手元に解放新聞というのがございます。聞くところによりますと、野洲市役所の各課は全部強制的に、強制的というとまたここでも語弊がありますから、公式には強制的とは言えないのでしょうけれども、必要であるからとっているという答弁になると思いますが、本当にこれが実際に必要があってとっていると思っているのか。職員全部にアンケートすれば、私は恐らく8割以上は無理やりとっていると、そういうことになるのではないかなと、そういう気がします。見てみますと、各課で3万円ぐらいの予算が公費から出ている。40部ぐらいはとっているのではないか、そんな話も聞きます。これが真実であるのかどうかということをお伺いしたいと思います。これが仮に真実であれば、では共産党の機関誌「赤旗」を各課でとって下さい、自由民報をとって下さい、公明新聞を各課で全部とって下さい、それぞれいいことを全部書いているわけですから、それなりに。そういうことが通るのかどうか。その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

再質問につきましては、今の基本条例と予算の関係だけしか質問はしておりません。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩します。

（午前11時34分 休憩）

（午前11時34分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

政策推進部長。

○政策推進部長（山中清嗣君） 田中議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えいたしましたように、平成20年度予算編成はこれから一応策定していくという段階でございます。その中で一つの柱としまして、協働の推進とその仕組みの具体化を重点課題と位置付けて、それぞれの分野で来年度予算に反映できるものは反映していくという形でございます。特に、私どもの政策推進部におきましては、今議会で提案させていただいております機構改革に伴いまして、まちづくり協働推進センターを設置してまいりたいと考えております。この中で、今田中議員がご提案いただきまして、また既にそれぞれ協働という観点で市民団体で取り組んでいただいている、特に自治会が多いわけですが、お取り組みをさせていただいている事業等がございます。そういうのを一つの仕組みとして、市全体に及ぶ仕組みとして協働推進センターでいかに市民団体と行政が協働できるかということを検討してまいりたいと考えております。その中の一つとして、それぞれさまざまな分野で団体が、具体的には田中議員の方から苗木を提供していただいて地元で植えて維持管理をやっていただくという提案がございました。こういうような形の提案等を今後の協働のまちづくりの一つの事業として、具体的にどのようなものということは今の場で言えないのですけれども、仕組みづくりの中で、ただ単に机上で書いている仕組みではなく、やはりその中で1つ、2つ、リーディング事業として協働推進センターとしては取り組んでいきたいと考えております。

あと、それぞれの分野については若干私どもの方では把握できておりませんので、いずれにいたしましても10月1日にまちづくり基本条例が施行されますので、これに伴ってそれぞれの分野で生かしていくという形で進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 総務部次長。

○総務部次長（前田健司君） 田中良隆議員から再質問いただいておりますが、解放新聞等々の啓発資料の状況の関係でございますが、本市におきましては、人権あるいは同和問題、こうしたことにつきましては本市の総合行政の中で早期解決に向けての取り組みをさせていただいている中で、特にそうした情報誌ということで、現在ご質問いただいた解放新聞、また「部落解放」、あるいは「ヒューマンライツ」、「解放教育」と、このようなものを参考図書ということで各所属の方に回覧をする形で全職員に周知を図るということとっておりますが、まず解放新聞というものにつきましては、特に他の情報誌と異なる点に

つきましては、全国で生じております、特に差別事件とか差別事象、こういう取り組みの記事等々が記載されておまして、当然職員におきましては人権問題、部落問題を解決に向け取り組む中で必要な知識、こうしたものも情報として当然研修の材料として勉強していく必要があるということから、特に解放新聞につきましては各部署に購入いたしまして、全職員が回覧でそれぞれが研修をする中でとらせていただいているものでございます。そうしたことで、人権問題、同和問題、特に職員としては情報資料ということからの必要性から講読をしているものでございます。

それと、全庁で解放新聞につきましては、平成19年度予算ベースでは58部を講読しておりまして、経費といたしましては38万9,760円の予算を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹内睦夫君） 済みません。先ほど地元自治会のふるさと農道のカナメが枯れて歯抜けの状態になっているというようなことなのですけれども、地元からご要望も以前から聞いております。これにつきましては、苗木の提供などを地元自治会と協議しながら、相談しながら市民との協働の取り組みということで行ってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

また、環境経済関係では、除草につきましては中主のふるさと農道、また江口川、蓮池の里、長島の農園等におきまして、地元の自治会の方で除草作業を行っていただいているというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 先ほど田中議員の方から、11月ごろに行われている地区の話し合いについてということでお話ございました。これにつきましては、ご承知のとおり、今個人施策等の実施をさせていただいておりますので、その確認、それから今後のあり方等の話し合いをさせていただいている場でございますので、所属長も勉強のために出させていただいているということでございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 田中良隆君。

○10番（田中良隆君） 除草については、自治会に頼んでいるやつが幾らぐらいで業者に頼んでいるやつが幾らなのか、その辺の概数もそれぞれケース・バイ・ケースのところ

がありますが、おおむねで結構ですので答弁をいただきたいと思います。

それと今、解放新聞はそれぞれの情報を収集するために58部、38万9,000円、大方39万円ほどが公費で出ているということですが、これをやめれば、少なくとも先ほどの梶山さんのAED1台は買えるわけですよ。3年やめれば中学校3つには設置できるわけですから何とかしてほしいと思うのですが、情報収集をしているからと言いましても、手元にありますこれを見ていると、特定の政党の支持だとか、政治活動は公務員はしてはだめだということになっているはずでございますし、中立性というのが問題になっているわけですが、これは7月30日の解放新聞です。これを見ますと、与野党逆転を実現し、政権交代への道を切り開き、人権、平和、環境、民主主義を基軸にした社会をつくり上げようということを書いております。それと、コラムには、こんなことを平気でやる安倍政権を倒すのは今だというようなことが書いてあります。これは、確実に、そういう意味からいいますと、中立性はみじんも感じられない、中立性のある記事ではないと大方の人は判断するでしょうし、そういうのが各市役所で58部、市役所の職員は今三百数十名でしたね、たしか。五、六人に一部を回覧しているということです。それだけの必要があるのか、それは無駄とは感じないのかということをお尋ねしたいと思います。少なくとも、どうしても情報収集が必要であれば、各部に1つぐらいまでなら妥協できるかもわかりませんが、58部というのは、議員の皆様方どう思います。僕は確実にやり過ぎだと思いますが、この辺を答弁いただきたいと思います。その辺がすっきりしてこそ、いわゆる透明性のあるまちづくり基本条例にうたっている市政が実現できると思うわけです。

9月1日の「滋賀プラスワン」という県の機関誌があるわけですが、9月は同和問題の啓発強調月間ですということが書いてあります。僕もこういうことを言う限りはと思って全部読んでいるのですが、この中にえせ同和行為の具体例ということで、機関誌や図書を無理やりとらすとか、そういうことを書いています。もちろん、これは野洲市が人権の啓発の勉強のためにとっているということになるのでしょうけれども、何か心の底にはこれと共通している、そんな思いが流れていないのか。僕は恐らくはそのうちの何割かはそれと共通するような思いがそれぞれの職員さん一人ひとりにあるのではないかなと。だから、今の58部ということに結び付いている、私はそんな気がしますが、それぞれ担当の方で今お答えをいただきたいわけですが、最後に市長からもコメントをいただきたいと思いません。

終わります。

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 48 分 休憩）

（午前 11 時 48 分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございます。解放新聞の件でご質問をいただきました。購入についてでございますが、現在のところ、先ほど次長が申し上げましたように、参考資料という取り扱いでやらせていただいています。今ご指摘いただきました7月30日付等の解放新聞について、中身についてご指摘がございました。これにつきましては、私どもも中立を保持すべき職員であるということでございますので、考えていかなければならないというふうに思っております。今後のことにつきましては、検討していきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、都市建設の方で答えるかもわかりませんが、先ほどの除草作業、自治会委託での件数等、今手持ちの資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） それでは暫時休憩いたします。

（午前 11 時 50 分 休憩）

（午後 12 時 59 分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（北口 守君） 先ほどの田中議員のご質問の中の湖岸の方の2.4ヘクタール分についての回答が抜けておりました。申しわけございません。単価もさることながら、管理面で除草だけでございますので、今年度は一部ではございましたが、マリーゴールドを植えていただきましたので、景観上も考えて今後の管理を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 次に、通告第11号、第7番、川口東洋君。

○7番（川口東洋君） 7番、川口東洋でございます。2点にわたりまして質問をいたし

ます。

まず、生涯学習支援として I T 委員会要綱に関わって質問をいたします。

I T を通じて、生涯学習の気運に満ちたまちづくりを整備していくため、野洲市生涯学習支援 I T 委員会要綱を平成 16 年 10 月に施行されているところでもあります。その中で、推進制度を設けられておりますが、市民に対する支援の実際をお尋ねするものであります。生涯学習の一環として、I T 学習活動支援が急務とされていますが、3 年を経過する今日、生涯学習の中で本件はどう位置付けをされているのか、お尋ねをいたします。なお、今日までの委員会開催のテーマと回数、それによって支援はどう機能してきたか、今後はどう支援体制を充実されていくのかについて尋ねますから、答えを示されたい。

次に、感染症（O-157）対策について尋ねます。

O-157 による死者が本県ではございませんでしたが、今年も出ました。発症原因は病原性大腸菌による感染症の流行によるものであり、保健所を中心に防止への啓発が行われているものと承知をいたしていますが、当市施設に不備はないのか、憂いはないのか、現状と対策はどうか。不安を残すことのない対応策について尋ねるものであります。

以上。

○議長（田中栄太郎君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 川口議員の生涯学習支援 I T 委員会要綱に関わりますご質問にお答えいたします。

ご質問の I T 委員会につきましては、国の I T 普及国民運動に係る施策に基づき、公民館や各コミセンにパソコンを整備し、多くの市民が情報通信社会の恩恵を享受できるように、事業計画などを検討していただいております。

平成 16 年度、17 年度において 8 回の委員会を開催し、テーマについては事業内容の企画立案から I T 事業の進め方、講座の指導内容など、I T 事業全般について協議していただきました。また、2 年間で 58 講座、621 名の方々が受講され、平成 18 年度以降については、I T 講習機器を各コミセンに移管し、有効利用を図っていただいているところでございます。今後につきましては、中央公民館をはじめ各コミセン等において、より多くの方に講座を受講していただけるよう支援をしていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 川口議員の感染症（O-157）対策についてお答

えをさせていただきます。

発生時の対応は、感染症予防法に基づき、保健所において患者や家族の指導等が行われると共に、道路、公園、溝などの公共施設が感染源となる場合は、保健所の指示を受けて市が消毒を実施することになります。この感染症は、手洗いや調理時の加熱等に注意すれば十分予防が可能で、本市では感染症予防対策の徹底が重要と受けとめ、広報やチラシ等で市民に対し注意喚起に努めています。

また、公共施設における感染症予防については、日ごろから加熱処理の徹底や手洗いの励行など、それぞれの施設管理者が予防の原則である清潔、迅速、加熱に心がけていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 川口東洋君。

○7番（川口東洋君） ネット社会と呼ばれたりしている、私はその事業を全国的に推進してきた元NTTの社員でもございますが、当初に憂いを持っていたわけです。パソコン社会は裏と表がございます。よく犯罪に関わって出てくるのが、ネット販売で、あるいは裏社会とか言われるような呼び方をされている部分についてであろうと思いますが、便利なものを開発して社会に提供するというのはいいことであるとは思いますが、それを使う人間様が、程度の問題がさまざまあって、犯罪に利用されるというのは本当に困ったことで、社会の発展のために正しく利用していく、発展をさせていくのが本筋だろうと思いますが、残念ながらそんなことが起きております。

私自身もNTTの出身、工業科の、電気科を卒業しながら、人から見ますと立派に使いこなしているだろうというふうに見える面もあるようでございますけれども、実は私は時代遅れになっておりまして、うまく使いこなせておりません。でも、時代遅れを取り戻さなければならないということで、近年急かされる気持ちで新しい機器を購入して、さて習おうとしたのでありますが、機種が古いということもあって、昔は広報でどこにいつ申し込んだらどうかというのがあったのですが、近ごろそのことが非常に私自身わかりにくくなっておりまして。

今、講座を受けられた市民の皆様方の数を教えていただいたわけでございますけれども、私は当時は中央公民館で直接、当時町でございますけれども、町の事業として基本的な講座を受けておったところでございますが、お尋ねをした窓口の人は当然のことに知っているはずだろうということで、各コミセンもそうだろうというふうに思いますし、事業団、

シルバー人材センターですか、幾つかの事業所でやっている旨を教えてはいただけましたけれども、今、直接そういうふうに市が関わってやっているという部分については変わってきているのだなということを答えの中で認識しているわけですが、何かをするときは当事者もそれなりの努力をしないと得られないというのは当たり前のことかもしれません。行こうとは思っているわけですが、ただ、最近よく聞いたり見受けたりするのが、転勤あるいは退職によって数的には整備をされているのだろうと思うわけですが、利用されていない機器が意外と各所に存在している。そういう旧型の機器についての整備の計画とか、配置計画なんかについては、これは市民ではないのですが、庁舎内でのことになっていくだろうというように思いますけれども、そういう方面での整備はどうなっていくのか。

先だって、前々回か前回ですか、ちょっと定かではないですが、中主小学校かどこかで配備か整備、何か不良とか議題になっておりましたが、そういうことのないような計画をしていかなければならないし、検証もしていただかなければならないというふうに思いますが、今申しあげました支援のIT委員会では、現在の端末機の配置についての把握、あるいはその更新についての計画とか、そういうのはどういうふうに審議されているのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 1 4 分 休憩）

（午後 1 時 1 4 分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） ただいまの川口議員からの再質問にお答えを申し上げたいと思います。

野州市生涯学習支援IT委員会の要綱の所管しますところは、市民に対しましてのITの講習等の企画、実施面での支援、あるいは市民に対して市が実施いたしますITの講習等の調査研究の支援、そうした事柄を所管しておりますので、市の職員が使いますパソコンに対してのご意見だとかそうしたものについてはございませんでした。

先ほどもお話がございましたように、今年度ようやく、この2学期から中主中学校で新しいパソコンを更新いたしまして、今生徒たちがそれを使ってパソコンの技術の取得なり、そうした教育を受けているといった状態でございます。ただ、市の職員がパソコンをフル

に活用して、あるいは古くなってその更新でありますとか、廃棄でありますとか、そうしたものに関しましては、それぞれ情報システム課がネットワーク上の端末の管理として情報機密処理も含めまして計画的に行っておりますので、あわせてお答えとさせていただきます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 川口東洋君。

○7番（川口東洋君） ITの支援委員会、これは庁舎内の業務については指摘はされない、提言もされないと解釈していいわけですね。そうですか。

皆さんご存知だというふうに思いますけれども、当時のIT産業が野洲町に立地していたという関係もございまして、その当時の意気込みというのは、進取の気概、これにあふれていて、刺激をされて動きが早かったというふうにも理解をしているわけでございますけれども、支援委員会がどうあれ、そして今答えていただきました外郭団体ですか、実際に講座を受講された市民の皆さんの数が600名を超えているということでもありますけれども、それはどういうふうに見ていくかはいろいろだというふうに思いますけれども、今申し上げましたように、例えば私みたいに時代遅れというのですか、どう使いこなすかができない人間が言っているのではなしに、職員の皆さん方は十分に使いこなしてやっておられるというふうに思います。この種の機械の扱い方については、防衛省でも問題になりましたみたいな事柄も含めて、負の部分もたくさんありますから、今申し上げましたネット販売でやっているような、これは市民に関わることであろうと思いますが、それは置いておいて、市の職員さんが庁舎内でお使いいただいている端末の更新の計画なんかについては検討がされているのだろうというふうに思うのですが、その辺を再質問では尋ねたところであります。

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午後1時19分 休憩）

（午後1時20分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（北口 守君） 事務用の機器ということで、こちらの方でご質問をいただいたようでございます。ただいま私どもが事務的に使っておりますパソコン等につきましては、計画というか、それぞれ仕様も変わってございますので、本体を変えたりするときに

計画的に更新をしておりますし、現在も古いのを使っておりますので、これも財政状況を見ながら更新をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 次に、通告第12号、第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 3点にわたって質問いたします。

まず、第1点目、学童保育と放課後子ども教室について質問いたします。

今年、学童保育の申し込みは、野洲、北野、祇王、中主で定員を大幅に超え、希望者全員を受け付けることができませんでした。夏休みの長期休暇、冬休み、春休みなどのときに、季節子ども教室として教育委員会が行い、学童保育所の待機者95人、全体の6割の子どもたちをカバーすることになりました。しかし、学童保育所とは似て非なるもので、遊びの形態や運営のあり方など、全く違っています。学童保育所では、子どもたちの自主性を尊重し、グループ分けを行い、遊びももっと自由な形態です。しかし、子ども教室は学校の延長のような状況です。また、指導員の体制も学童保育は年間通して指導員を配置しています。今回、子ども教室の指導員を確保するのに苦勞されたようでしたが、春休み、夏休み、冬休みだけの雇用では、よい人材を確保することは難しいのではないのでしょうか。

このような状況の中で、以下のことを質問いたします。

① 学童保育所が受け入れなければならない児童に対して、今回のような長期休暇を子ども教室で受け入れるということを今後も続けていかれるのかどうか。

② 教育委員会管轄の子ども教室は、教育の延長となっています。放課後の子どもの居場所づくりの学童保育所とは少々趣が異なっています。今後どのようなプログラム、システムを考えておられるのか、見解を求めます。

③ 中長期休暇のみ子ども教室では、指導員を確保するのは困難ではないのでしょうか。しかも教師の資格を求めながら賃金的には中途半端です。また、場所も会議室であったり多目的教室であったり、とにかく間に合わせた状況です。今後の方向性を明らかにされたいと思います。

④ 国は70人以上の学童保育所には補助金を出さないとっていますが、言い換えれば最大70人まで可能ということになります。しかし、一学童保育所が70人というのは、とても見られる子どもの人数ではありません。全国学童保育所の保護者会連合会では、40人が限度と言われていています。野洲市では定員を定めておられますが、今後どのような対応をされるのか、見解を求めます。

2点目、地域医療について質問いたします。

最近、滋賀県内で産婦人科の閉鎖や新規受け付けをしない病院がふえています。さらに野洲病院では日曜日の小児科診療が医師不足により廃止されました。今回、野洲病院の産婦人科の医師が市内で来年4月に小児科をもあわせて開業されます。後任の医師が見つからなければ、野洲病院でも産婦人科と小児科の閉鎖の危険があり、市民から不安の声があります。

野洲病院では、全国を駆けずり回って医師を探すと努力されていますが、これまでの研修医制度も変更されて、さらに国立病院や公立病院が独立行政法人となり、採算を問われるようになりました。その結果、採算が合わない、リスクの高い産婦人科や小児科などは県内はもとより、全国的に大変な状況となっています。

このような傾向が続くならば、産婦人科、小児科に続き、さまざまな診療科が同じような状況になります。地域の中核の総合病院として、近くで安心して医療を受けられることを市民は望んでいます。野洲市として、今後どのような地域医療の確立をされるのか、見解を求めます。

3点目、歩行者の安全を求めて質問いたします。

6月13日に国道8号線三上地先において、主婦が車にはねられ亡くなりました。このところには歩道がなく、側道も狭く、車がぎりぎりに走っています。しかも、国道に面して民家が3軒あり、自治会の回覧板を持っていかなければなりません。日常的に生活道路でもありますが、常に危険な状況となっています。

先日、共産党野洲市議団として、国道工事事務所に行きました。用地さえ確保できればいつでも歩道の工事はできるという回答を得ました。地元の協議を行政が主導する必要があるが、見解を求めます。

さらに、野洲市内の道路で歩道がなく危険を感じている箇所があります。行畑から野洲高校を通り、コミセンみかみまでの道です。しかも自動車優先の白線になっており、中央線と側道が描かれています。側道と田んぼの間が10センチぐらいのところもあり、とても人が歩けるような幅ではありません。歩道の設置が早急に求められます。歩道の設置ができない間、それまでの間自動車優先でなく、せめて両サイドの側道に70センチぐらいの人が通れる幅、スペースを残して白線を引き、中央線はやめるべきであります。歩行者優先か、車優先かの見解を求めたいと思います。

次に、野洲駅北口の歩道がタイル形式になっていますが、あちこちで浮いて段差が生じ

ています。そのたびごとに応急処置はされていますが、根本的には歩道のやり替えが必要だと考えますが、見解を求めます。

○議長（田中栄太郎君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 野並議員の学童保育と放課後子ども教室に関わりますご質問にお答えいたします。

第1点目のご質問につきましては、年々学童保育所への申し込みが増加している状況から、その対応策として、長期休業中の受け入れは有効であったというふうに考えております。今後も学童保育所への申し込み状況等を勘案しながら、長期休業中の受け入れを継続していきたいと考えております。

第2点目のご質問につきましては、今回の夏期休業中のプログラムは、自主学習と体験学習の場として実施し、体験学習の中身としては、環境、人権、科学、社会などの課題別のプログラムと、百人一首などを継続的に学んでいくプログラムをあわせて実施いたしました。今後も同様に課題別プログラムと継続的プログラムを組み合わせながら、教育研究所や図書館など、関係機関の協力のもとに進めていきたいと考えております。

第3点目のご質問につきましては、指導員の確保については苦慮したところでございますけれども、今後雇用条件の見直しや地域ボランティアの掘り起こしなどに配慮していきたいと考えております。また、場所については、学校管理上の制約などから、いろいろな部屋ではありましたが、それぞれに特徴のある活動ができたと考えておりまして、今後学校と協議をしていきたいと考えております。

第4点目につきましては、市民健康福祉部次長がお答えを申し上げます。

以上、私の方からの答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の4点目の学童保育所の定員についてお答えを申し上げます。

学童保育所の定員につきましては、施設の面積等を考慮して決定しているものであります。このほど国においては子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、適正な人数規模への移行を図るため、平成22年を目途に一学童保育所の定員の上限を70名にする方向で見直しが行われたところであり、本市におきましても、今後この見直しの内容を十分に検討し、学童保育所における集団の規模の適正化を図っていかねばならないと考えております。

また、ご質問の40人規模に関しましては、現行の野洲市放課後児童クラブ運営基準におきまして、集団活動の規模は入所40人までを保育単位とし、上限を超えた場合は原則として分割保育とすると決めており、40人を一つの基準として指導員の配置を行うなど、児童の放課後生活に配慮した運営に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

続きまして、野並議員の地域医療についてお答えをいたします。

野洲市としては、住民に良質かつ均質な医療を提供できるよう、適切な医療体制を提供するための対策を講じていかなければならないと考えておりますが、現状から見てもおわかりになるように、従前の方法では十分な医療従事者を確保することは困難な状況といえます。

近年、少子高齢化が急速に進む中、今後の地域医療には医療、福祉、保健を包括する医療福祉センターとしての役割が求められることから、行政の関係者と野洲病院とで構成しています地域医療推進委員会で、今後の地域医療のあり方や野洲病院の将来計画について検討を重ねております。また、これまでの病棟の新增築や医療機器整備、地域医療確保に要する経費に対しましても、引き続き支援を図ると共に、医師不足等に対しては、国、県への要望を行い、質の高い医療が提供できる医療機関となるよう、支援してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 野並議員の3点目の「歩行者の安全を求めて」についてのお答えをいたします。

1点目の国道8号線における歩道工事についてであります。市におきましては、事故後の6月18日に、市長が関係者を交えて現地調査も行っておりますし、また、その後滋賀国道事務所とも今後の対応について協議を行ったところでございます。

市の対応でございますが、国、県事業の実施に際しましては、事業用地の取得をはじめ、市が地権者と国、県などの間に立ちながら、一定の役割を担っております。今後も積極的に地元との調整や協議に入り、この三上地先での歩道整備が早期に国において事業化されるよう取り組みたいと考えております。

2点目の歩行者の安全確保についてお答えいたします。

ご指摘のように、市道三上市三宅線でございますが、幅員、通行量などを勘案しますと、歩道設置が必要な路線であると考えております。しかし、用地の買収、一部補償物件を有

するため、その実現には相当の時間を要します。

そこで、当面の対応といたしましては、現道敷地内において歩行者の安全を確保しなければならないと考えております。具体的には、公安委員会等と協議し、路側帯等の設置に向けて検討いたします。なお、当路線の利用状況を見ますと、歩行者、車両双方の安全について重要であると考えております。

次に、3点目の野洲駅北口の歩道についてお答えをいたします。

野洲駅北口の歩道タイルについてのご質問でございますが、ご指摘のとおり、タイルの剥離により保護者の通行に支障を来しておりますので、適宜修繕を実施し、歩行者の安全な通行の確保に努めているところでございます。

なお、抜本的な改修につきましては、平成17年度に策定いたしました野洲市交通バリアフリー特定事業計画の予定路線でありますので、当計画実施に合わせて改修し、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 学童保育と放課後子ども教室について、今後も学童保育の入所申し込みでオーバーになった部分は、この形式を続けられるということをおっしゃっていますが、私が言いましたように、学童保育所とは似て非なるものということを行いました。北野と祇王をちょっと見に行きました。ほんの短時間ですから、一日通してとか、毎日とかいう形では見ていないのですけれども、学童保育というのは子どもたちが自主的に運営するというのサポートをするのが指導員という役割ですね。子ども教室というのは、指導員、先生が主導するというので、ご飯を食べるときに、学童だったら子どもたち、グループの責任者が出てきて、みんなの前でこれからご飯だということで、そういう合図的なものは子どもがやるのですよね。けれども、この放課後子ども教室は主体は先生ですから、先生がされるのです。そこでもう全然違うのですよ。ですから、一貫してそういう形で先生が教えてあげるといふような形になっていますから、遊びもそうですよね。今言われた自主学習とか環境とか、教えてあげるといふ形なのです。だから、学童というのは育ち合い、子どもらの異年齢集団の中でどう子どもが育つかという育ち合いなのですよね。だから似て非なるものなのです。教えてあげるではないのです。

そういう意味で、長期の子どもたちがこれで有効であるというふうにおっしゃいましたが、けれども、オーバーになった人たちは、本来通常の学童保育に受け入れなければならない。

長期の休みだけではなく毎日受け入れなければならない学童の待機児童という状況ですね。ですから、夏休みだけとにかくやって効果があったという、私は基本的にはそういうものではないと思うのです。必要な児童が適切などろできちっと学童保育所の中で生活して、子どもの健全発達を保障していくということをしていかなければならないのですけれども、こういうふうな形で有効であるということは、来年もそういうことをするということになりますので、もう少し議論と検討が必要ではないかというふうに思うのですけれども、学童保育の所管は児童家庭課ですし、こっちは教育委員会ですので、話し合いがされているのかどうかという点を、教育委員会のお答えはわかりました。児童家庭課の方ではその部分に関してどういうふうな形になっているのか、その点行政内部での検討がされているのかどうかという点をお尋ねしたいと思います。

地域のボランティア、それぞれいろいろと苦慮されたのですけれども、安全管理ボランティアということで、希望された子どもたちの保護者が出るということになっていますね。私が行きましたときに、北野では1人のお父さんが参加されていましたがけれども、本来共働きでなかなか仕事が休めない中休んできたのだけれども、これに参加できない親もいる、休みがとれない親もいるとおっしゃっていました。祇王に行きました。保護者の方おられるのですかと言ったら、おられませんでした。3人とも指導員の方で、保護者は来られていませんとおっしゃっていましたから、やっぱり無理がある。安全管理ボランティア参加保護者121名ということで、何人ということをお願いしていますけれども、参加でき切れていないという状況ですから、やはり本来は学童保育のところではフォローしなければならない子どもたちが圧倒的多数の状況だったと思うのですけれども、こういう体制で臨まれた部分に対して、どういうふうな総括をされているのかという点をお答え願いたいと思います。

4点目の、野洲としては40人単位で40人以上は分割してということですので、70人目いっぱいとかく詰め込むという発想さえなければそれでいいのですけれども、そうすると、祇王なんかは、ちょっとあの施設ではもう無理ですね。夏休み120人ぐらいの子どもでしたか、一応3つの場所という形で1階、2階、もう一つこっち側の土地改良という形になっていますけれども、あの施設ではもうとてもフォローできるような状況ではないと思います。行ったときに、祇王では体育館でドッジボール大会を学童の子どもらが行っていました。たくさん子どもですごい熱気で発散していましたから、あれぐらいのスペースが要るぐらいの状況だろうなというふうに思ったのですけれども、野洲とか祇王な

んかは、また北野も、今後どういうふうに場所的な展開を考えておられるのか。そこら辺の将来展望をお尋ねしたいと思います。

地域医療につきまして、今おっしゃいました国や県に要望というのは、要望書の中にも書かれていますので、国、県に対して何とかしてほしいと、講じられたい、講じられたいということで求めておられる。それはそれで行政として意気込みなり、それはわかるのですが、しかし野洲病院で本当に3月までに後任の医師が確保できなければ、産科に関しては閉鎖という形になりますでしょう。お医者さん一人しか残らないことになりますから、当然分娩なんていうのはできませんよね。24時間一人の医師が網羅するということは。そういう状況の中で、野洲としてそれをよしとされるのか、どういう形で対策、対応を行政として考えておられるのか。野洲病院の分娩はどんどんふえていますね。平成18年426人の方が分娩されている。そのうち42%は野洲市内の方が分娩されているという状況ですから、今、近江八幡で新規受け入れはしないということになっていますから、近江八幡からもさらに野洲病院に求めてこられるというふうに思うのです。近隣でどんどん閉鎖が続いていますので。

ですから、そういう中で、やはり野洲病院の医師で分娩ができなくなるということは、安心して子どもを産み育てられる地域医療が崩壊していくという思いがするのですけれども、行政として本当にどういうふうに対策、要望しているだけではなくて具体的にどういふことを考えておられて、医師の確保のために力を出されるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

今、終わりの方に医療機器の確保とかいうことをおっしゃいましたが、世界的な部分で見ると、日本の医療機器は非常に設置率が高いのですよね。MRIなんかはOECDの中でも日本は40.1台、2位のアメリカの26.6台を上回って1.5倍、OECDでは9.7台ということですから、高額な医療機器の設置はすごいのですけれども、その中で医師がすごく少ない。だから、お金の使い方が、人を育て、医師を育て、医療をとというのではなくて、機械の方にお金が使われているのではないかというふうな思いがいたしますので、やはり何やかや言っても医師を確保する、看護師を確保するというのがまず必要ではないかというふうに思いますので、その点の答弁をお願いいたします。

最後の歩行者の安全ですが、今、国道工事事務所と協議をして早期に事業化を求めるといふことをおっしゃいましたが、私どもが行きましたら、事業化が先ではなくて、用地の確保さえできれば事業化はその後からでもできる、とにかく用地の確保をまず地元でやっ

てほしいと。毎年の予算の中でもこのぐらいの歩道の設置ならば、その予算の中でできるから、事業の決定はすぐできるとおっしゃっていました。ですから、事業化の協議をするのではなくて、どれだけ野洲が用地取得のために汗を流すかということだろうというふうに思うのですけれども、そういうふうな形になっているのでしょうか。いつごろを目処にどういうふうに行政としては腹づもりをされているのかということをお尋ねいたします。

2点目の部分もそうです。ここが危険だということは認識をされている。私も本当に危ないなというふうに思っていますので、これもやはり用地の買収ですね。ここも地元がどれだけ用地を確保するために汗を流すかにかかっていると思うのです。それを主導していくのは、行政がそういうものをお膳立てして行って、歩道が必要だなということで地元がその気にならないと動かないというふうに思いますので、そういう意味での行政の取り組みをどうされるのか。このままでいくと、危険は認識していながら、永遠にできないというふうな状況になりますので、できるところからでもしていくと。ちょっとずつでもいいので、とにかく確保していくということが必要だと思うのです。そういう行政の思いを持っておられるのか。

路側帯の中央線をやめるべきだと私は提言したのですけれども、それ以外にないのですよ。両サイドに路側帯を確保しようと思えば。中央線を引けばもうありませんから。それを行政として貫かれるのか、それとも公安委員会は車優先ですからああいう形になってしまうので、行政がやはり公安委員会の方に言っていかなければならないと思うのですけれども、そういうふうなことを言っていられるのかどうかというのをお尋ねいたします。

3点目の北口の歩道の部分ですが、バリアフリーの特定計画の中に入っているということですが、これもいったいつまでにどういうふうにしようとされるのか。駅の南口は、あそこを改良するという計画が出されていますね。ですから、駅の南口はきれいなロータリーになってすかつとした状況になると思うのですけれども、北口の方はもう継ぎはぎだらけでぼこぼこで、タイルはがたがたしていますし、そういう状況ですので、どういう年次計画を立てておられるのかお尋ねします。

○議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の季節子ども教室について行政内部で検討されているのかということでございますけれども、この季節子ども教室夏の長期休暇開催にあたりまして、当初から児童

家庭課もこの運営についてはいろいろと連携を持ちまして進めているところでございます。8月末で一旦夏期休暇の部分については終わったわけなのですが、運営中もそうですし、運営後も今後どうして進めるかというのは、両課の担当が協議しておりまして、当然今後学童保育等来年度に向けてということもありますので、現在話も進めているところでございます。

70人という中で、今後の展開、将来展望ということでありました。今、国では一定限、全国的には少子化ということと子どもの情緒面の安定ということで、補助金については70人ということを出しておりますが、学童保育の法的なものが1997年、ちょうど10年前に法制化できましてスタートして、ちょうど10年後ということになりまして、現在学童保育についても種々の課題が出ているということで、国では本年度中に学童保育の一定限の、また新たなガイドラインを示すということで進められております。本市につきましても、今おっしゃいましたように、特に祇王、野洲もそうですけれども、この2つの学区が子どもたちが増加しているということで、現在の施設も旧の施設を使っているということで、安全面を含めて課題になっておりますので、国が示すガイドラインがあると共に、現在専用施設で十分でない施設もありますので、この季節子ども教室とあわせまして、今後の学童保育について検討してまいらなければならないと考えております。

続きまして、野洲病院での医師確保ということで、市の取り組みということでお話がありましたけれども、今、国でも医師確保について取り組まれています。県もそれを受けまして、昨年県の医師の確保総合対策というのが打ち出されていまして、特に産科について医師確保ということで、資金、就学資金、このような貸し付けとか、再度医師の子育てへの支援ということで、そのような施策も打ち出しておられまして、具体的にそのような形で進んでまいると考えていますし、本市もこの国の施策など、また県の、具体的に取り組んでいただいている施策を受けまして、これがどのような形で、今県がスタートしたところですので、市として取り組んでまいれるところについては検討をしてまいりたいと考えております。

今、市と一緒に地域医療委員会というものを進めさせていただいています。この中でも、今後どう地域の方に安心して均質な医療について提供できるかというのが今の大きな課題になっておりますので、この中で進めますと共に、院内の理事会で野洲病院として進めていくことについてはご検討いただいているものと考えておりますので、あわせまして今後取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

どのような体制で臨まれ、どのような総括をするのかといったご質問であったと思いますが、夏休みの期間中には教育長、副市長、私も含めてですが、季節子ども教室5カ所を回りまして、子どもたちの活動状況を見に行ってきたところでございます。

今般、初めて夏休みの長期休業期間中にこうした季節子ども教室を開催したわけですが、今後主任指導員、指導員、あるいは安全管理ボランティア等の体制や活動内容、そして子どもたち、保護者の感想も含めまして、今後成果と課題について評価、点検をしていく考えでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 野並議員の3点にわたっての質問でございますが、1つは国道8号線でございます。議員がおっしゃるように、国といたしましては用地があったらすぐ事業移管に進みたいということで、先ほども市長と現場を確認したということでお答えをさせていただきましたように、今、現場には十分な歩道を設置する余地はございませんが、少しの用地があります。その中での対応でしたら、国も即するということも言ってもらっております。やはり、市といたしましても、せっかく重要な国道8号線の歩道整備ということですので、今後の将来性、車いす等も通れるような整備ということで、用地をさらに確保するという考えを持っております。そうしたことで、国に伝えておりますので、早急に地元、また町内でのことをまとめまして方向性は出していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の三上市三宅線でございます。これも議員がおっしゃるように、現道での確保といたしますと、先ほどもご答弁させていただきましたように、用地の確保、物件等で相当な期間、時間を要します。そうした中で、歩行者の安全ということで、路側帯の設置に向けて公安委員会等と協議したいと思っております。その中でもやはり両サイドに路側帯を設けますと、中央線というのを設置することは現道では難しいということでございますので、そうした中央線を取り除いた方向での路側帯の整備に向けて、早期にできるように検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、駅前北口線でございます。これにつきましても、現在駅前中心の整備委員会で

検討しております。その中で、南口だけではなく駅周辺ということで、北口も含めましてバリアフリー化の方向性ということで、都市再生整備計画を定め、新年度にはまちづくり交付金の交付をいただけるよう、今検討しているところでございますので、そうした補助金を得ながら、駅周辺のバリアフリーの整備に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 地域医療の2回目の答弁をお聞きしても、野洲市としてどうするのかというのが聞こえてこない、伝わってこない。県で子育て支援としてプラス500万円ですね。出すから医師をとということが出されていたと思うのですけれども、野洲としてそしたらどういうふうになるのか。何も手を打たなければ、全国的な医師不足で野洲病院で産婦人科、婦人科は残ったとしてもお産ができない病院になるということをあきらめておられるのか、成り行きに任そうとされているのか、市の思い、姿勢が感じられないのですけれども、市長、これをどういうふうにお考えおられるのでしょうか。県に要望した、どこどこに要望しただけでは、もう彦根が廃止になりましたし、守山市民病院はもうどうの昔に廃止されていますし、近江八幡の市民病院も新規受け付けはもうやめられましたし、このままでいけば野洲も同じ状況になるということは予想されますよね。市としての手の打ち方、どうされるのか。何もアクションを、もっと具体的に医師確保するためのものが見えない限り、言ってみたら同じ道をたどってしまうのではないかと思います、市長の答弁をお願いします。

歩行者の安全の部分ですが、今お聞きしておりますと、少ない用地ならすぐ対応できる。けれども、車いすが通れるような用地をと。それだったら、今だったら2メートル50でしょう。2メートル50といたらかなりの土地を買わなければならない。でも、国道工事事務所では1.5メートルの狭さでも最低ラインとしてそれでも許可を出しているとおっしゃっているのです。物すごく完全なものを求めて5年、10年かかるような発想ではなくて、やはり今生活道路として使っておられるような道なので、本当に尊い命が犠牲になったところにおいての、地域の皆さんも心を痛めておられる道ですので、形あるような状況で早期の着工をしていくということが求められると思うのですけれども、理想を高く、そんなの10年、20先では困りますやん。三上のこの部分におきましてもね。ですから、そういうふうな思いを持っておられるのかどうかというのを最後にお尋ねしま

す。

それと、まちづくり交付金を、補助金をもらって駅周辺のバリアフリーとおっしゃいました。これは南口だけではなくて、このまちづくり交付金を使って北口の歩道の整備もするということを言っておられるのかどうか。もう一度その部分での確認をお願いいたします。

○議長（田中栄太郎君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） お答えをするまでに、野並さんは野洲病院の評議員をなさっていますね。経営に参画なさっているのではないのですか。（「今はしていません」の声あり）やめはったのですか。そうですか。私よりも野洲病院の内容をもっと心配してもらわないといけませんよ。

いろいろとご心配をおかけしておりますが、まず医師不足、これはうちのところだけが抱える問題ではございません。しかし、私としては何としても産婦人科、固有名詞を出しますが、木村先生、滋賀医大から来てもらうときに、私は野洲市で骨を埋めますと、こういう約束をいたしておりますし、約束をしてくれました。しかし、医師として生涯働くなれば、やはりたくさん開業なさっていますな、野洲病院においでになった先生方。それが本来だと思います。だから、それを私がとめることはできませんので、開業なさるなら野洲市内でやって下さいと。野洲の市民は先生を信頼してやってもらっているのですからと。だからそうしますということで、土地を自分で手当てされました。だから、あそこへ開業していただいて、あそこで産婦人科を営んでいただければ、野洲病院もフォローするとおっしゃっているのですよ。例えば例を申し上げますか。眼科。これも固有名詞を出しますが、北村先生、行畑で開業なさっているのです。手術は全部野洲病院へおいでになっているのです。また、野洲病院で患者が来たときには、キタムラ先生が来て手術をなさっているのですね。だから、ベッド数をふやす、ふやさんのときに、地域ベッドをふやそうと。いわゆる開業医の先生が使えるベッドを野洲病院に置こうということで、ご存知ですね。だから、杉山先生、立入先生も皆、野洲病院を使って自分の患者さんの重症な方を見ておられるのです。

そういう体系を整えてやっていこうとしていますので、野並さんが心配していただくようなことは起こらないようにしていこうと、万全の体制は整えております。女性のお医者さんも残っていただきます。助産師さんもおいでになります。野洲病院はそういうことで、おっしゃるように婦人科が中心になるかもわかりませんが、「産」は向こうへおいでになる

かわかりませんが、それはうまく連携をとりながらやっていただこうと。

ただ、ついでにものを言わせていただければ小児科なのです。これは私は非常に憤慨をしているのです。私は大学にも行きましたよ。教授にも直接面談をしました。野洲の山崎市長さんと3年先にお出会いしておればこういう問題が起きませんでしたと。もう、あんまりですから言いますけれども、草津中央です。県が小児科の緊急病院に指定した。医師が足らんです。指定したのに医師が足らん。だから、この辺から小児科の医者は皆向こうへ持っていく。で、野洲が患者が発生したらどうするのかと。草津まで行ったらいいのではないかと。大学の先生が机たたいて怒ったのですよ。地域医療というものはそういうものではないのだということで、それ以上になると大学の中の話がごたごたあるそうですので申し上げますが、残念なことに小児科は引き上げられた。だから日曜診療をなくした、こういう実態があるのですね。それについては私も憤慨をしております。何としてもここだけで、また固有名詞を出すのですが、日野、蒲生、竜王、こちら土山からですけれども、皆野洲病院で日曜診療しておられるので安心だわということなのです。それをある日突然ぱんと医師をあげるということで、非常に憤慨しました。何回も滋賀医大は行っておりますが。

だから、私は言うのです。やはり県に頼ってはいかんというけれども、地域医療のコントロールは県がもっとはっきりやってもらわないといけないです。どうしよう、こうしよう。県と大学がもっと親密な連絡をとって、格差のないようにやっていかないといけないように私は思います。

そこで、野洲病院の経営の内容も出てまいりますので、何としても総合病院として、一次、二次診療までは可能な病院にしていきたいと。これは私のもとからの願いでございますので、何としても若干の地域医療に対しての補助金を出しながらも堅持をしていきたいと、こんな思いをいたしております。

ついでに、そこで一番大きな課題は奥の病棟なのです。あのままでは耐震補強ができない。患者さんに入っていただいてそのまましないといけない。そこへ手術室から、産科は上にあるのですが、いろんな研究室、試験室、全部後ろの病棟にあるのです。あそこで補強工事をしようとしたら、もう技術的にも無理なのです。だから、新しい土地を求めて外へ出よう。出るならと、こういう気持ちも出てまいりますので、委員会をつくっていただいて検討いただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。何としても、地域医療に根差す野洲病院を守っていきたいと、こういう思いを持っておりますので、ご

理解をいただいております。

国道8号線の歩道の問題、私も現場へ行って、警察署長さんと国土交通省と県と4者が立ち会ってやりました。すぐかかりましょと。土地のあるところからかかりましょと。こっちからかかって、あそこに家がございますな。事故のあったところの家。ちょうどあの辺、用地がどうなっていくのかという心配があるのですが、早く用地の手当てをして、用地のできたところからやっていこうということで、もうこっちは取り組んでもらっているといますよ。取り組みましたということです。

それともう一つ、私の家の前の道のことを心配なさっていただいておりますけれども、あれはもう、そういうことでございますので、部長が答えたとおりでございますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 野並議員の再度の質問でございますが、国道8号につきましては、今市長が答弁いたしましたように、用地のあるところからやるということは間違いなのですが、今の三上地先につきましても、もう一度地元で現道、今の用地のままでいかということの確認をして、早期に結論を出しまして、早く事業に着手していただきますように要望いたします。

それと、北口のバリアフリーでございますが、先ほども答弁いたしましたように、南口、北口を含めてバリアフリーの検討をしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上、回答といたします。

○議長（田中栄太郎君） 次に、通告第13号、第6番、藤村洋二君。

○6番（藤村洋二君） 6番の藤村でございます。今日は議長のお許しをいただきましたので2件の質問をさせていただきます。いつもですと、時間がもうない、ないと思いながらやらせていただくのですが、今日は市長や教育長がぜひやろうということをおっしゃっていただきますのなら、再質問も再々質問もせずに終わるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひいいご答弁をお願いしたいというふうに思っております。

まず1件目でございますが、マニフェスト作成の支援についてということで、1月に公職選挙法が改正され、従来の選挙では著しく制限されていたマニフェストは、幾つかの条件はありますが、首長選挙においては告示後も配布できるようになり、当市でも今定例会

に野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例が、選挙運動用ビラ1枚当たり7円30銭を上限に公費負担する内容で提案され、いよいよ野洲市でも自分たちのまちは自分たちでつくるという民主主義の原点としてのマニフェスト選挙が始まろうとしております。

市長選挙などのマニフェストはローカルマニフェストと呼ばれ、自治体経営の理念と理念に基づく体系化された政策を市民に提示するだけでなく、数値などを盛り込んだ具体的な政策目標を実現するための手段、財源、スケジュールなどをわかりやすく明示した、事後の検証可能な立候補者と市民との政策契約書と言われ、2005年に河北新報が行った世論調査では、マニフェストを重視する有権者は61.8%の数字で、マニフェスト選挙が定着してきたことが明らかになっております。

山崎市長も先の6月議会で、自らの選挙公約でありますまちづくり基本条例の制定に意欲を燃やされました。一部修正はあったものの、まちの憲法としてこの10月1日に施行されるということになりましたが、これも一つのマニフェストの実現でございます。市民にとっては、この条例がどのように市民の暮らしに生かされているか、今後具体的に検証することになると考えております。

さて、昨年7月の滋賀県知事選挙では、現職の国松候補も、新人の嘉田候補も、共にマニフェストを掲げて選挙戦を戦い、新幹線新駅凍結の嘉田知事が誕生しましたが、選挙後、当選した嘉田マニフェストの不備が明らかになってまいりました。この理由は、現職と新人の情報量の差に起因していると考えます。現職の立候補者は、行政情報も最新のものがリアルタイムで手に入りますが、新人には行政情報を取得し、次にマニフェストにしておく作業は非常に困難なものであったと思います。

公職の選挙に立候補を予定している者がマニフェストを作成することは、有権者にとっては具体的な政策内容と実現手法を検証できることになり、市民に市政への参加を促し、市民が市政に対する理解を深めることにつながります。既に九州の各地では、候補者の作成したマニフェストを一覧表にした公開討論会が開かれるなど、活発な動きになっており、政策を中心とした話が聞けるということから、候補者、有権者共に好評で、マニフェストの重要性はますます高まっております。

野洲市でも来年10月に市長選挙、再来年10月には市議会議員選挙が予定されております。市民参加の市政を推進するためにも、マニフェストは必要であり、市が保有する各種計画などをはじめ、市の行政情報を各立候補予定者に公平に提供し、支援するための事

項を早急に定める必要があります。市長の見解をお伺いいたします。

- 1、ローカルにマニフェストの必要性について。
- 2、マニフェスト作成支援の具体策は。
- 3、提供できる保有情報は具体的にはどのようなものが考えられるか。

以上3点、よろしく申し上げます。

続きまして、2点目でございますが、野洲西町第2児童の野洲小学校通学の安全と区域外通学についてという内容でございます。

野洲西町の第2は野洲川を越えて守山市に隣接し、用途地域が工業地域であることから、住宅戸数も少なく、近年では小学校児童の数は減少しております。以前は、上級生から低学年までそろっていたために集団登校が可能で、通学路が遠距離であっても問題は起こっておりませんでした。児童数が減少したことにより集団登校ができず、野洲自治会の集合場所、新川神社に歩いていくことさえ保護者にとっては大変心配な状況となっております。

一昨年も新1年生を抱える保護者が、通学の安全に対する不安から区域外通学を含む申し出をされ、梶山議員が議会で教育委員会の考え方を問われました。当時の教育委員会は、その回答でこのように答えています。質問の第1点目、「野洲川を越えなければならぬ地域の児童・生徒の安全対策につきましては、今日までは保護者の方のご協力を願っているのが現状であります。さらに慎重な対応に向け、学校とも協議と連携を図りながら、児童・生徒の安全確保に努めてまいります」。2点目の市外近隣校への通学につきましては、「通学区域を基本にしつつ、個人の状況を把握し、保護者の相談にも積極的に応じていく考えであります」。以上のような答弁をされております。

しかし、この保護者の切実な思いは結果的には届かずに、対策は何ら実施されないまま、地元の野洲小学校に現在通学されており、保護者のご苦労は大変なこととお聞きしております。そのときの保護者の心配の要点ですが、まず野洲小学校の通学は、交通の難所である信号機が設置されていない交通がふくそうする野洲川橋西詰交差点を横断する。次に、歩車道の分離の防御さくもない野洲川橋を渡って集合場所の新川神社に行かなければならない交通の安全の不備、それと不審者等による痛ましい事件の続発、これを恐れられたもので、保護者として当然の思いであると思っております。

それから2年近くが経過いたしました。西詰交差点の改良はいろいろ各議員もお話をいただいておりますが、この二、三年、実現は難しいという状況でございますし、野洲川

橋の歩車道分離の防御さくの設置は、橋の構造上設置することができないという回答をいただいております。

こういう中で、野洲西町第2の来年新1年生になる保護者の方が、また同じ心配から、吉身小学校への区域外通学を含む通学の安全対策を希望されているわけでございます。子どもたちが痛ましい犯罪の犠牲になる事件は後を絶ちません。教育委員会は、地域ぐるみの対策として、子どもSOSホームやスクールガードなどによる緊急安全対策を実施されていますが、橋を渡って帰る児童がほとんどいない野洲西町第2から学校へ通う児童の安全対策については、親任せというのが実態です。

「通学時の安全確保は保護者の責任」との考えは、一定理解できる面もありますが、野洲西町第2のケースは、個々の保護者と対応を論じるのではなく、地域全体の問題として解決すべきだと思っております。スクールバスの配備など、通学路の安全対策を行うことも可能です。子どもの安全は自己責任と決め付けて、教育委員会が何ら対策を講じなければ、万が一にも事故が起きた場合、社会的非難は免れません。児童の通学路に万全の安全対策を講じることは、教育委員会の責務と考えます。野洲西町第2児童の通学時の安全対策、並びに区域外通学について、教育長の見解をお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 藤村議員のマニフェスト作成の支援についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目のローカルマニフェストの必要性についてでございますが、マニフェストには政党や首長、議員等の候補者が、自らの政策をいつまでにどの程度実行するかを公約として公表し、その達成ぐあいを評価、公表することが求められております。過去の選挙において掲げた公約が実行されたかどうかを判断することができ、有権者の信頼を得るための有効な手段であると考えております。また、有権者にとっても、候補者の政策を理解した上でその政策の実行の度合いを判断できるため、適切な判断をすることができ、自らの意思を野洲市のまちづくりに反映させるために有効であると考えております。

2点目のマニフェスト作成支援の具体策についてでございますが、各候補者それぞれに目指す政策に相違があるため、候補者の個々の政策に応じて必要と思われる資料の提供に努めたいと考えております。

3点目の提供できる保有情報につきましては、各種まちづくりに関する計画や財政状況

等、市広報紙やホームページを通じて公開しているものの他、必要とされる場合には野洲市情報公開条例に基づく公文書の公開等により提供していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 藤村議員の野洲西町第2児童の野洲小学校通学の安全と区域外通学についてお答えをいたします。

議員がご心配いただいております野洲西町第2から野洲川を越えて通学している児童は、現在2名おります。その通学につきましては、野洲小学校PTA、地元自治会、学校で協議され、できるだけ安全な道を通学路とされております。しかし、野洲西町第2から登校する児童は野洲川を越えなければならず、危険が伴うため、集合場所、新川神社のところまで保護者が送迎されています。

通学路の安全確保については、以前より機会あるごとに保護者との懇談、国や県、あるいは関係機関に要望しているところでございます。しかし、野洲川橋の歩車道のさくや交差点の整備、信号機の設置など、現在のところ整備されていない現状がございます。通学路の安全確保に向け、今後も学校はもとより、自治会をはじめ関係機関とも協議を進めてまいりたいと考えております。なお、議員ご指摘のスクールバスの配備につきましては、現在のところ考えておりません。

次に、区域外就学についてであります。小中学校の児童・生徒の就学については、保護者は学校教育法及び同法施行令の規定に基づき、その住所地の市町村教育委員会が指定した小学校または中学校にこれを就学させる義務を負っており、区域外就学をさせる場合においては、同法施行令所定の手続を経なければならないとなっております。

本市におきましても、通学区域に関する事項につきましては、野洲市立学校の通学区域等に関する教育委員会規則に基づき事項を定めており、区域外就学につきましては、学校教育法施行令に従い手続を行っております。つまり、保護者が子どもを就学させたい学校を設置する教育委員会に申し出られ、その後教育委員会で協議をいたします。

したがいまして、本件につきましても、まず保護者が就学したい学校が設置されている守山市教育委員会に願い出られ、児童を受け入れる守山市教育委員会で就学を承諾すべきかどうかを判断され、本市へ承諾を証する書面を添えて協議される手順となっております。

いずれにいたしましても、児童の安全確保を第一に考え、取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 藤村洋二君。

○6番（藤村洋二君） 残念ながら再質問をさせていただきますが、まずマニフェスト作成の支援でございますが、今回議第73号でビラの公費補助というのを提案されているわけですが、これは基本的にはマニフェストをそれぞれ候補者がつくって、その部分については見ますよというのが基本ですね。この提案の趣旨を、市長が提案された内容について、まずお聞かせをいただきたいなというふうに思うのです。この趣旨があれば、当然マニフェストをつくる支援というのに対しては、これは全面的にやっていかなければならないだろうというふうに思っています。市長は、いまご答弁いただきましたように、今回候補者も有権者も共にマニフェストというものは有効なものと考えているということで、基本的に賛成をされておりますので、その意味では非常にわかりやすいなと思っています。特に、今回10月1日から、先ほども申し上げましたけれども、まちづくり基本条例が施行され、市、議会、市民の皆さん方、共に情報を共有していこうということであると、当然市民の皆さん方に政策を、情報を公開していくということが一番必要でありますから、次の選挙からはやはりマニフェスト選挙をするという絶好の機会だというふうに思っておりますので、先ほど申し上げました、市長、議第73号の提案された趣旨、上位法が変わったからということだけでなく、やはり市民の皆さん方にまちづくり基本条例もつくり、また情報公開をしていきたい。その中でマニフェストをそれぞれが戦いながら市民の皆さん方に理解をしていただく。このために7円30銭を認めていこうというような趣旨ではないかと思っておりますので、その辺についてお教えをいただきたいと思っています。

続きまして、個々の政策を考える資料ということで、候補者はそれぞれ立場が違くと当然考え方が違うのですが、必要と思われる資料を提供するというところで、今総務部長は回答されましたが、必要と思われる資料、どれが必要かというのは候補予定者それぞれが判断することであって、市が判断することではないと思うので、今おっしゃいました必要と思われるというのは、誰が思うのかということに対してご回答いただきたいなというふうに思います。

それで、情報公開をしていただくのにつきましては、当然必要な資料は情報公開しましょうということでご回答いただきました。情報公開条例にのっとってということでご回答があったのですけれども、情報公開条例は、実施機関というのは市長とかいろいろの、もちろん議会も一つの実施機関で、教育委員会とかそれぞれ八つか九つぐらい市の実施機関

というのは分かれているわけですね。それで、公開請求をしようとするものは、それぞれの機関ごとにやっていって、それぞれから回答をいただくということになります。だから、議会なら議会に議会の具体的な議事録を下さいというのも、その回答までには早くて1週間、遅ければ10日、もっとかかって45日以内に出せない場合は出せないという回答をするような形になって、それぞれいろんな実施機関、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会というのが、野洲市情報公開条例の実施機関になっていますので、そういう意味ではこれだけたくさんのところから1人の立候補予定者が情報公開して下さいということでは、非常に難しい部分があるというふうに思っています。

それで、マニフェストを支援する場合に、申請をしたら一本の申請ですべてのところに必要な情報をいただくことができないのかということと、そのためには公開できる内容については事前に公開リストをつくるということではできないのか。この公開リストも向こうから、立候補予定者がこれからこういうものが要りますということで請求してくるよりも、一覧表をつくっておいて、この計画、この計画とか、また財政ですと何年の予算や何年の決算とか、そういうきちっとしたリストをつくって、このリストの中でこれこれが必要だと、これ以外に何が欲しいというようなことが別にあれば、それはそのように出してくださいというような形で、一つにまとめて公開リストもつくっておいてやっていただくということが本当にいいのではないかなというふうに思っておりますので、先ほど申し上げました議第73号の提案の趣旨、それと資料の提供で必要と思うのは市が思うのか、請求している立候補予定者が思うのか、それと情報公開をする場合の請求先を一本にできないのか。一本にするためにも、請求リスト、資料の提供リストをまとめるということができないのか。その点について、再度質問をさせていただきたいと思います。

続きまして、野洲西町第2児童の件でございますが、今ご回答をいただきました内容で、教育長がおっしゃいましたように、新川神社まで保護者が送迎をされていると。今回、来年度の新1年生の保護者さんは、今回の新1年生、そしてこの前お生まれになったゼロ歳児の方がおいでになりますから、11年か12年間、ずっとその体制続けていかなければいけないという個人的な理由があるわけですね。その辺になりますと、保護者が送迎をしなければ子どもが安全に学校に行くことができないということは、本当に10年、12年という長いスパンで考えていくと、保護者お二人の健康がいけるのか、それとも同居家族の状況がどうなるのか、いろんなことで安心ができない部分がございますので、ぜひこの

辺については保護者の個人的な問題もありますけれども、やはり保護者が付いていかなければならないということなく学校に安全に行ける方法というものを考えていくというのが、教育委員会としての務めであろうというふうに思います。

そういう意味で、一つの提案として、スクールバスも申し上げましたが、スクールバスもできないということでございますから、スクールバスもできない、交通安全施設も当面の間できないということであれば、地理的な要因ということを一つに置いて、区域外通学を教育委員会としても選択をしていただくということになってくるのではないかというふうに思います。

先ほどのご答弁は、学校教育法の第9条で、保護者がよその市の学校に行きたい場合は、その保護者が直接言いに行き、その承諾を持って地元の教育委員会に言ってくれたらうんと言いますよと。それは法律の施行令どおり、学校教育法第9条施行令どおりの回答をされているのですが、梶山議員のご回答のときには、個々の保護者の皆さん方の立場に立って相談しますということだったのですね。だから、そういう意味で考えると、今回のケースですと、学校選択制というのが2003年、2004年あたりから文科省でも認められてきて、野洲市の場合でも議会の中でも学校選択制の有無が議論されるような状況の中で、合理的な要因としていじめがあったりいろんな問題がある、その一つのなかに地理的要因というのは合理的な要因として文科省が認めているわけなのです。だから、そういう意味からいくと、2年前の保護者さん、今回の保護者さん、同じように個人的な理由ということではなく、地域の子どもたちは西詰交差点を横断して歩道側を歩いて行って、野洲川橋の歩道を渡っていくというのは非常に危険だと。だから、この地域としてはこの施設が改善できるまでは吉身小学校に区域外通学をしていただくということを、野洲の教育委員会として判断されて、守山市さんと協定を結ばれるということができないのかというふうに思いますので、この点についてご答弁をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午後2時44分 休憩）

（午後3時04分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（北口 守君） 藤村議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の第1点目、議第73号の提案趣旨はということでございますが、これは先ほども触れられましたが、あくまでも上位法の改正によるものという提案理由ではございますが、この上位法の改正の理由でございますが、地方公共団体の長の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとする必要があるとの趣旨でございます。なお、この改正につきましては、議員立法により実現したものであるというふうに聞いております。したがって、この上位法に基づいて改正をさせていただくものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、2点目でございますか、必要と思われる資料の提供に努めたい、誰がということでございますが、候補者の方が必要と思われる資料の提供をさせていただきたいということでございます。

それから、3点目でございます。必要とされる情報の申請を一本でできないかということでしたが、現在私どもの方の2階に情報公開コーナーがございます。そちらの方では誰でも見ていただける資料として、第1次野洲市総合計画をはじめ、各種計画がございます。それと、市の予算書及び決算書、市の例規集、市議会の議事録、市の刊行物等がコーナーに並んでおります。ですから、これ以外のことでとなりますと、やはり情報公開条例の手続が必要というふうになるかと思っております。なお、情報公開コーナーにおいてあります資料の明細につきましては、リスト等が不十分でございますので、これにつきましてはリストを作成してコーナー等に張り付け等を考えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 藤村議員の再質問にお答えをいたします。

まず第一は、子どもたちの安全対策の確保が第一でございます。現状でいいますと、野洲川の橋を渡っていただきますと、あとは自治会とかあるいはPTAの役員さん、学校が協力いたしまして、子どもたちの安全確保に向けて努力をしてもらっているということは聞いておりますが、西詰の交差点の辺から交差点の整備等々、ここら辺は課題が多いということございまして、粘り強く関係機関に働きかけをしていかなければいけない、このように今思っております。

それから、守山市の方に区域外通学につきましてですけれども、野洲市の教育委員会としましても、少し働きかけをいたしまして、安全が確保されるという期間限定をしまして、

そして受け入れる方向で検討をぜひしてもらいたいと。そのことも理解はしてもらっております。したがって、さらに担当の方で吉身小学校に通学できるように強力的に働きかけをしていきたいなと思っておりますし、保護者の立場に立ちまして、わかりやすくといいますか、区域外通学の手続等についてもお話しをさせていただいたらどうかと、こんなことを思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 藤村洋二君。

○6番（藤村洋二君） まず、子どもさんの通学の安全確保と区域外通学につきましては、今前向きのご回答をいただきましたので、何よりもやはり野洲小学校へ通うというのが前提でございますので、できるだけ早く安全に施設を整備していただいて、本籍野洲小学校、現住所吉身小学校というようにいびつなものをできるだけなくして、やっぱり野洲の子どもは野洲で育てるといのようにやっていただくようお願いしたいと思います。要望でございます。

それと、マニフェストの問題でございますが、今ご答弁をいただきましたのは、上位法の改正で、理由として候補者の政策を拡充していくということでマニフェストを多くの有権者の皆さん方に知っていただき、お互いにその中で政策を中心とした人を選んでいこうということで上位法が定められ、それに従って提案をしたという趣旨をお聞かせいただきましたので、これについてはもう私が申し上げているとおりでございますから、当然マニフェスト選挙というものが次回の野洲の市長選においても、これは絶対主流になってくるというふうに思っております。そういうことで、今お聞きしますと、情報公開コーナーで明細、リストはそろえていきたいということですが、ここで見てもらったらわかりますということですが、現実には初めて政治を志そうとする者にとっては、内容も見てもさっぱりわからないのです。現実には、ここで説明を求めて、それに対して答えられる方がいないことには、見ているだけでは何のものかわからないというのが実際です。特に、行政というのは非常に連続性もありますし、私どもが、2期目をやらせていただいているのですが、なかなか理解ができない部分もあります。そういう意味では、初めて選挙に出てきた者が、出たいと思っている者が、資料だけ、さあ見なさいと言われても現実にはわからないということでございますから、やはりそういうところを教えていただく、説明いただくという職員さんが必要かなと思っております。

例えば、多治見市ですと、マニフェスト作成の支援に関する要綱というものをおつくり

になっておりまして、立候補予定者は市長に申請をします。そして、市長は提供できる保有情報のリストを作成しておいて、申請者から保有情報の内容について説明を求められた場合については、各課等の職員に保有情報の内容について説明させると、こういうふうにあるのです。今、多治見の例を申しましたけれども、多くのまちでこの要綱がつくられてきて、今本当に政策で有権者の皆さん方が候補者を選び、候補者は有権者の皆さん方に自分の政策を明らかにしてそれを実現するというP D C Aサイクルを回しながら、市の体質改善を含めてやっていって、まちをよくしていこうということで進められているわけです。

今回の参議院の選挙におきましても、各政党のマニフェストがあるかということで、私どもが応援している政党にも事務所にたくさん取りに来られましたし、またいろんなマニフェストを比較しながら、どちらの党を選ぶかということで選ばれたということでありませぬ。

特に、首長選挙におきましては、今年1月の宮崎県の知事選挙、東国原知事が当選する。こうなったのも、やはりマニフェストで「宮崎をどげんかせんといかん」という、こういうマニフェストで具体的な目標を定めてそれを県民の皆さん方に説明されて、理解されて当選なさったということで、本当に機は十分熟しているというふうに思っておりますので、今つくらなければ、来年の10月でございますから1年あるかないか。これから要綱を定めていきますと1年切ってしまうので、やはり今しかないなということで提案しておりますので、ぜひ要綱をつくって立候補予定者に対しても十分な説明をしていただいて、市民の皆さん方と契約ができるような制度をつくっていただくように、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） いろいろとご意見があるようでございますが、私はマニフェスト自身に反対するものではございませんよ。ただ、旧野洲町が情報公開条例をつくったときの議論の中に、そういうことはきちんと含んでやっておりました。提供しようということ。だから、情報公開条例で十分この役割は果たせると思うのですよ。そこで、説明をとおっしゃるけれども、何項目にわたる情報公開で資料を渡したときに一々説明する、これが物理的に可能かなと思っております。それは受け取った者が見て判断して、それを政策の上で市民に訴えていく。それがマニフェストだと思いますので、一々、私は持っていますのやで、多治見市の。説明せいとは書いていない。資料を提供せいと書いてある。だ

から、今の現在の情報公開条例で十分果たせるのではないかと、こんなふうに思いますのと、ただ1点、市民全体の福祉、教育に関わることでしたら、何も私はこんなに言いませんが、24人の議員さんがおいでの前でこういうことを、皆さん24人がそうだとおっしゃるのだったらそうだと申しますけれども、その辺もわかりませんので、十分に皆さんに議論をいただいて、私は今現在では十分に情報公開条例で、多治見市がつくっておかれる内容のことでしたらいけるのではないかと、こういうふうに解釈をします。だから、要綱も全部出ているけれども、皆うちのやっていることはここに書いてあるのですね。

以上、お答えとします。

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午後3時17分 休憩）

（午後3時17分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第14号、第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは、3点について質問を行います。

まず1点目に、野洲市まちづくり基本条例の施行についてであります。

6月定例市議会で基本条例が制定されました。この基本条例は住民自治を基本に、野洲市のまちづくりを推進する上で重要な方針となります。しかし、6月定例市議会では、修正可決されました条例は、市長提案の条例案で規定していた市民の参加と権利の条項を、大事なところで根本的に否定し、条例案から削除いたしました。

10月から施行されますが、市長は修正可決されましたこの条例についてどのような見解なのか、お尋ねいたします。

まず1点目に、第6条、協働のまちづくりの項では、「市民、市議会及び市は、目的を共有し、その特性を生かし対等な立場に立ち、相互に補完し合いながらよりよいまちづくりを創造します」のうち、「対等な関係」を削除しました。修正理由では、市議会が地方公共団体の意思決定機関であり、対等な関係というこの文言は、議会制民主主義を否定しかねず、また誤解を生じるため云々と言われております。

この第6条は、書かれておりますように協働のまちづくりを進めるにあたり、市民、市議会、市の三者が広い意味でよりよいまちづくりの創造を行うということであり、市議会の役割を否定したものではありません。その立場を否定することは、条例制定の趣旨、基本理念をも否定するものにつながるものでありまして、市長はこの修正についてどうい

見解なのかをお聞きします。

2点目に、第22条の修正についてであります。住民投票制度は、住民が市政に参加するにあたり、その時々市の重要施策についてその意思を表明することのできる重要な制度的保障であります。市長提案では、22条の冒頭部分で、「市は住民、市議会、市長の発議に基づき、市政に関する重要事項について直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます」とされていましたが、修正では「住民、市議会、市長の発議に基づき」を削除、また「住民投票権は16歳以上の住民を原則とし」の部分を削除し、住民投票に関する必要な事項は別に定めるという規定だけにしました。

これらの修正は、住民投票制度そのものを否定する姿勢が私には推測されます。修正理由では、住民投票制度や16歳以上の規定そのものは否定しないと言われていましたが、この間の議論を見ると、例えば16歳の規定でも16歳では判断能力がない、また案件ごとに投票年齢を定めたらよい云々として、明確な考えは示されなかったと思います。さらに、住民投票の発議権を定めた「住民、市議会、市長の発議に基づき」の部分を削除し、これらの部分は住民投票にゆだねたらよいという理由で修正しましたが、住民投票条例で、今後制定される条例でどのような方向を持ってゆだねるのか、位置付けるのかということを確認にはしていないと思います。

以上、重要な部分が削除修正されましたが、今後住民投票条例制定にあたり、市長は住民投票制度は条例を読む限りは常設型だと思いますが、常設型か非常設型の条例なのか。

2番目には、削除された16歳規定について、市長は住民投票条例にこの文言を明文化するかどうか。

3番目には、実効性ある基本条例にする上でも、住民投票条例を早期に制定すべきと考えますが、改めてその時期をお聞きいたします。

3点目に、29条及び30条の削除の問題であります。これも市長提案では、29条で条例を守り育て、実効性を高めるため、野洲市まちづくり基本条例推進委員会を設置し、条例の適切な運用と見直しに関することについて諮問すること、また、これ以外にも市長が必要と認める事項に関することや、条例を守り育てる上で必要な事項について推進委員会として市長に提言することができるかと規定していました。また、同じく30条では、委員会の意見を尊重する規定がありました。

この条項、文言は、市民がまちづくりに参加し、条例が実効性、運用などについて市民の立場から主張できる組織的保障の規定であったと思います。まちづくりを推進する上で

当然の規定であると思います。ところが、これら市民参加に関わる部分を全面的に否定、削除したと思います。

そこで、市民参加の重要な部分が削除されましたが、今言いました件について市長は、

1点目に、そもそも市長は条例案提出時において、基本条例推進委員会についてどのような位置付けで提案されたのか、この際改めてお聞きしたいと思います。

2点目には、今後推進委員会は常設か非常設か。

3点目に、修正された中でどのような運営をされようとしているのか。これも改めて確認しておきたいと思います。

以上、基本条例施行前にあたって、一連の問題をお聞きいたします。

あと2点、簡単に質問したいと思います。

参議院選挙の開票についてであります。去る7月29日に開票されました参議院選挙の開票は、コミセンやすで行われました。参院選は選挙区選挙と比例代表選挙の2つの開票が行われますが、当日開票では選挙区選挙の開票は順調だったと思われま。しかし、比例代表選挙の開票では極めて長時間を要し、全体の終了は深夜の1時を回っておりました。

そこで、当日比例代表の開票は一時約400票の票が、投票総数と開票総数が合わず不明になる、また最終的には4票が合わず、これを持ち帰り票として扱ったようにも思われます。正確かつ迅速さが求められる開票事務で、なぜこんなことが起こるのか、検証が必要だと思います。いろいろ問題があると思いますが、開票場が余りにも狭く、一連の開票事務、票の流れがスムーズにいかず、今回のような事態が発生したとも思われます。また、正確さが求められる選管事務に関する選挙管理委員会の意識も関連していると思います。これらの問題について原因なり、今後の対策、改善についてお聞きしたいと思います。

3点目に、市営住宅のハト対策であります。市営住宅における管理運営は、全体として当然行政にあります。その中で、永原第一団地では現在ハトによる被害が広がっています。ハトが生息し、ベランダをはじめ付近にふんを落とし、環境面でも衛生面でも影響が出ています。

これらの件で、入居者からも対策が求められているようではありますが、市として駆除を行うなどの対策ができていません。これは各入居者で、各個人で行うようにと言っているようですが、私は行政の公営住宅における管理責任は市にあると思いますし、その放棄だと思いますし、市として責任を持って対策を行うべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

以上、一般質問といたします。

○議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

○政策推進部長（山中清嗣君） 小菅議員の第1点目の野洲市まちづくり基本条例の施行についてお答えいたします。

まず、第1点目の条例案の修正についての見解につきましては、市が提案いたしました条例案は、まちづくり基本条例検討委員会が、議論に議論を重ねられ策定された案を尊重いたしまして、市の原案として取りまとめ、提案いたしましたものでございますので、残念な思いはあります。しかし、議会としても十分検討いただき、修正案を取りまとめられましたので、条例の意図するところは十分ご理解いただいたものと思っております。

いずれにいたしましても、このまちづくり基本条例をもとに、市民と行政、議会が一体となって人権、環境、協働、そして住民参加のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の住民投票の投票制度の制定についてお答えいたします。

まず、常設か非常設かにつきましては、制定する意義を考えますと常設であると考えております。

また、住民投票権の年齢につきましては、修正案の提案説明におきまして、「16歳以上の住民を原則とすることを否定するものではありませんが」ということでありますので、議案提案時の考えを継承する予定で考えております。

次に、制定の時期につきましては、三和議員のご質問にお答えいたしましたとおり、まちづくり基本条例施行後1年以内を目指しております。

次に、3点目のまちづくり基本条例推進委員会に係る条項の修正についてお答えします。

まず提案時における推進委員会の位置付けにつきましては、諮問に応じて条例の運用状況や条例の見直しに関することに加え、その条例を守り育てる上で必要な事項について提言をいただく予定でありました。

次に、推進委員会が常設機関か非常設機関かということですが、このことにつきましても、三和議員のご質問にお答えいたしましたとおり、まず条例施行後速やかに委員会の設置規則に基づき、委員会を設置する予定であります。その委員会につきましては、条例、規則に基づき、条例を守り育て実効性が高められるよう運営してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（北口 守君） 小菅議員のご質問の2点目の参議院議員選挙開票についてお答えをいたします。

参議院議員通常選挙は、選挙区選挙及び比例代表選挙が行われ、比例代表選挙については非拘束式名簿の投票方法によって、政党だけではなく候補者名での投票が可能であり、特に今回の開票におきましては159人に上る候補者の仕分けに時間を要しました。全体の開票終了時刻は翌日の1時を過ぎましたが、開票にかかる所要時間は、前回行われました旧野洲町における参議院議員通常選挙よりも約1時間半近く短縮されており、所要時間については県内他市と比較しても2番目に早く終了しております。

ただ、有権者の方々に一刻も早く結果を知らせることが必要であることから、今後は事務に工夫を重ね、他市で行われている開票事務を参考にするなど研究し、現在よりも迅速に開票事務を進められるよう努力してまいりたいと考えております。

また、持ち帰り票が4票あった件につきましては、選挙事務を執行する上で大変遺憾でございます。今後は投票所において持ち帰り票がでないように徹底してまいりたいと考えております。

開票所につきましては、今後市内において適当な開票所を検討してまいりたいと思っておりますが、現状におきましては開票所の駐車場や移動要員の確保、臨時電話の設置などの問題もあり、変更はかなり難しいのではないかと考えております。

このため、今後は開票所のレイアウトと事務作業スペースをかんがみ、迅速かつ正確な開票事務を行うことを第一に、準備段階から進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部次長。

○都市建設部次長（堤 文男君） それでは、3点目の市営住宅のハトの対策についてお答えをいたします。

近隣の開発等によりまして、すみかを追われたと思われまして野生のハトが当団地にすみ付いたと思われまして、市といたしましても、鳥害駆除業者と協議を重ねてまいっておりますけれども、抜本的な対応策となると、なかなかよい方法が見つからないというのが現状でございます。議員ご質問の件につきましても、棟長より対策の依頼がございました。しかし、高所作業での巣の除去となることから、駆除業者と検討をさせていただいているところでございます。

問題となっておりますハト対策には、今すぐの実施は難しいものの、各個別のベランダ周辺については、入居家屋の一部であることから、ハトが寄り付かない工夫を入居者の方にもお願いしたところでございます。

いずれにいたしましても、引き続き駆除業者と効果のある対策を検討し、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） 逆になります、3点目からお聞きしたいと思います。

今、ご答弁をお聞きしたのですが、ちょっとよくわからないところがあるのですけれども、例えば、この問題について8月30日に居住者の皆さんに文書で配られていますね。これも見させてもらったのですけれども、このハトの問題について、維持管理について行政責任なのか居住者の責任になるのかよくわからないのですね。例えば、書かれています文書をみますと、行政としても屋根の上層部にハトを除去する対策の専用金具を取り付けることも検討した。しかし、費用が高額になるからなかなかできない、効果も期待できない場合も見受けられるから、今すぐ対策を実施することができませんと理由付けをしていますが、行政としてはしなければならないが今はできません、しかし一方では、ご迷惑をおかけしていますが、各自でハトが寄り付かないように対策をとって下さいと。結論はそうなのですよ。

今の答弁をお聞きしますと、この間市としては対策のための協議を業者としてきたと答弁されましたが、今後も行政として対応を考えるとと言われましたが、今答弁を聞くと、一方で同じように入居者がハトが寄り付かないようにあなたたちで工夫をお願いしたところだと、たしかそう言われたと思うのですけれども。だから、このハトの問題は、公営住宅法に基づく行政の維持管理に属するのか、あるいは入居者の責任に属するのか、どちらなのか。初めにそれを確認しておきたいと思います。

それと、選挙の問題ですけれども、結果的に迅速に行われ、他の市よりか早かったと言われましたが、私の指摘したことは間違いだったのかな、約400票前後が一時不明になったとか、最終的に4票が合わず、確かに比例代表では途中まではかなり開票が早かったけれども、途中でぴたっと1時間ほどとまってしまっていたのですよね。なぜそんなことになっているのかと聞いたら、いや、何もないですと、そのときに言われたのですよね。ところが、後でいろいろ聞くと、400票不明になったとか、あるいは開票結果を見ると4

票が最後合わずというか持ち帰り票となったと。それらの確認のためかなり時間が長くなったのですよね。私が言ったのは間違いなのかどうか、確認したいと思います。

それで、1点目の基本条例について改めてお聞きいたしますが、3月議会に市長が提案されまして継続審議になって、それで6月に修正可決されたわけですがけれども、これはよくよく考えますと、今思いますと、私ども共産党が市長提案に最も近かったような気がしまして、いわゆる与党と言われる豊政会の皆さんが、市長から距離がかなり遠かったというようにも認識するわけですがけれども、その上に立って何点かお聞きしたいと思うのですがけれども、先ほど部長に答弁していただきましたが、気になるところだけもう一度お聞きしたいと思います。

住民投票条例、当然常設型だと思いますが、16歳規定を継承すると言われたのですね、今度の提案の中では。そう理解させてもらっているのですね。それはそれでいいと思うのですがけれども。もう一つの問題は、これから市が1年かけて検討する中で、一番ある意味大事な問題だと思うのですがけれども、住民投票の請求、発議、実施についてなのですがけれども、これをこれから検討するにあたって基本点を少しお聞きしたいのですがけれども、たしか市長は以前、住民からの請求についてハードルを高くするのは、決して否定的ではありませんが、必ずしも高くしたらいいものではないというニュアンスのことも言われたと思うのですがけれども、住民投票の請求に必要な署名数というのは地方自治法でいろいろありますが、例えば地方自治法の第76条、議会の解散請求、第80条は議員の解職請求、第81条は市長、町長等の解職請求、これは必要署名数が3分の1と言われているのですね。それで請求すれば住民投票をするわけですが、一方、合併特例法では合併協議会の設置を請求するのは総数の50分の1ですね。しかし、50分の1で通って議会にかけて否決されれば、それで選挙管理委員会に今度は請求の6分の1で住民投票ができるわけですが、言いたいのは、案件によって3分の1とか6分の1とか条項がいろいろあるわけですが、他の市等の住民投票条例云々も見ると、いろいろ3分の1とか4分の1とかありますが、この常設型の住民投票制度ができたといえども、ハードルを高くすれば市民参加が制限されるという意味で、そこについてはどの程度の認識で条例制定を進めようとしているのか。これはこれで確認しておきたいと思います。これが1つ。

それと、基本条例の推進委員会、これはちょっと聞き間違えたかわからないのですがけれども、委員会の位置付けなのですがけれども、諮問に応じて開催する、必要に応じて提案をしてもらうのをこれからの立場と言われたのですか、そういう予定だったと言われたので

すかね、ちょっと意味がわからなかったのですけれども、言いたいのは、いずれにしましても、この委員会は当初条例を守り育て実効性あるものにするため設置されたわけなのですね。常設というのならば、市長の諮問以外には委員会は開催されないのかどうか。それ以外にも開催される場合があるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。つまり、委員からの要請で委員会が開催され、条例の運営や今後の方向について議論がされることあるのかどうか、この際お聞きしておきたいと思います。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部次長。

○都市建設部次長（堤 文男君） それでは、小菅議員の再質問、ハトの対策については行政責任なのか入居者責任なのかということでございますけれども、もちろん行政責任の中で対応していかなければならないというふうに考えております。ただ、文書を出させていただいているのですけれども、これにつきましては、バルコニー、いわゆる居住空間の一つでございます、共有部分ではございませんので、そういったところにハトが寄ってきた場合には、大変ご迷惑ではありますけれども、入居者の方でもいろいろ対応していただけたらなという思いで文書を出させていただいております。そういったことで、先ほどご答弁申し上げましたように、対応策については今後検討して対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（北口 守君） 再度のご質問でございます。まず小菅議員からの指摘事項が間違いだったかどうかということでございます。持ち帰り票が4票あったことは事実でございます、これも先ほど大変遺憾であるということでおわびを申し上げたところでございます。

それから、極めて長時間を要しということは、確かに開票作業が順調に進んでおりまして、途中で少しとまったということで、余計長く感じられたかとは思いますが、先ほど申し上げましたように、前回よりは1時間早かったということでございました。ただ、ご指摘もありましたように、大変開票事務の流れが、レイアウトの関係もございましたでしょうが、悪いということもございましたので、これらを反省して今後作業時間を切り詰めていけるというふうに考えておりまして、これらについては工夫をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

○政策推進部長（山中清嗣君） 小菅議員の再質問にお答えさせていただきます。

第1点目は、住民投票条例の16歳以上の住民を原則としてという部分は生きているのかというご質問ですけれども、先ほどもお答えさせていただきましたように、修正で削除になっているわけですが、提案説明において、16歳以上の住民を原則とすることを否定するものではありませんがということでご提案いただいておりますので、私どもは3月議会で提案しました考え方に基づいて、今後投票条例の作業に入りたいと考えております。

そして、2点目の請求の住民発議の関係の請求の件でございますが、今のところまだ具体的に、全国的には大体3分の1から10分の1が発議要件になっているのですけれども、本市としましてどの辺ということは、今のところお答えすることができません。

そして、推進委員会について市長の諮問以外の開催はあるのかというご質問でございますが、私ども執行部といたしましては条例、また規則に基づいて執行を行うということで、第29条の第2項で、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申しますという規定になっておりますので、以外の開催はないということでご答弁させていただきます。ただ、運用につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。先ほど1回目の質問でこの委員会が常設か非常設かというご質問で、常設機関か非常設機関かということのご質問があったわけですが、本市における諮問機関、市長への諮問機関が常設機関もございまして、非常設機関もございまして、そういう中で検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） もう一度最後からお聞きしますが、市営住宅の全体としては、このハトの問題は行政責任である、それはそれで認められたのですね。その中でバルコニーについては個人に属するから個人で何とかならないかということですね。しかし、そのバルコニーにハトの公害といいますか、影響が出るのは、その上の屋根にハトが飛来したり巣をつくったりしてきた結果なのですね。それによってバルコニー部分も影響を受けるわけですから、明確に、全体が行政責任なのですね。だから、別の棟を見ますと、屋上に針みたいなのを、鳥が寄ってこないように同じ市営住宅でされていますね。そういうのができないのかどうか検討すべきだと思うのですね。あるいは、今、空き家だけに網を張っ

ているのですか、ネットを。よくわからないのですけれども、希望があれば市の責任としてネットを張るなど、抜本的な対策も必要ですけれども、そういうのも検討しないと、さっき答弁も、住民の皆さんに文書も出されておりますが、結論は結局自分たちで何とかしなさい、それで終わっていますよね。基本は行政責任と言いながら最後は放棄している、何らかの抜本的な対策と当面の、さっき言いました希望者にはネットを市として張るとか、そういうことをしないといけないと思うのですけれども、そういう考えがあるのかお聞きしたいと思います。

それと、選挙の問題ですけれども、余りこだわらないですけれども、今後改善すべきは改善していただけると思うのですけれども、4票なり、一時票の流れが不自然だったのか何だったのか知らないけれども、一時400票がどこかに行ったのでしょうか。そういう事実があったのかどうか。そういう事実についてはどうなのですか。そうでないと、私が質問した意味がないです。そういうことがあったのか、なかったのか。最後は見つかったと思いますけれども。見つからなかったらえらいことですので。その指摘について答えていただきたいと思います。いずれにしろ、今後会場も含めた改善を、さっき言ったとおりにされたいと思います。

もう一度基本条例、1つだけお聞きしておきますが、さっき言いましたように、住民参加の直接の大きな柱が野洲市の基本条例でいうと、その一つは住民投票条例にもなろうかと思えますし、あるいはもう一つは基本条例の推進委員会になると思うのですけれども、市長が、修正案が可決されてマスコミに取材を受けておられますね。新聞の範囲ですので、市長のそのとおりに書いているのかはわかりませんが、多くの住民が熱心に議論して策定した原案ただけに修正は残念だったと、市長の言葉を書いているのですけれども、住民参加を基本にした条例の成立が意義深いとか、よく似た言葉を皆書いているのですけれども、ある新聞では、率直なところ残念な思いと。市民の中には16歳の投票権を望む声もあり、住民投票条例については今後議論を重ねると書かれているのですけれども、そのとおりかどうかはわかりませんが、おおむね市長の思いと受け取ってもよろしいですかね。しからば、さっき言いましたように、住民投票条例なり推進委員会なりは、やはり当初の市長の思いを修正されたといえども、最大くみ入れて住民参加を引き続きなるような条例施行と運用をしないといけないと思うのですよね。そういう意味からお聞きしたわけでありまして、市長のマスコミに対する思いなり、そういう中で市長が答えないと言われればそれでもいいのですけれども、市長として一番初めに聞きましたこの

修正された条例について、この本会議の場で改めて思いを一度答えていただきたいと思います。その結果として、先ほど部長が住民投票条例で請求、発議、実施についてたしか市長、さっき言いましたように決してハードルを高くするのはいかなものかと聞いた思いもあるのですけれども、そういう意味からも、市の今後の検討として、最高責任者の市長として、発議要件、どの程度を思っておいでなのか。

それと、さっき基本条例推進委員会、結論的に部長は諮問以外には開催されないと言われましたが、本当にそれだけでいいのかどうか。これも総論的な話と今言った住民投票条例と推進委員会について、市長の思いを最後に答えていただければ幸いです。

○議長（田中栄太郎君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） あちこちにわたって質問をいただきましたので、ちょっと資料を持ってきました。基本的に修正された条例について私の思いということなのですが、その新聞紙上に発表したのは、一般論的にこう申し上げました。野洲町長を通じて14年間、町長、市長をさせていただいておりますが、議会で修正されたのは初めてです。だから非常に残念ですと、こう申し上げたのです。一般論です。そこで、新聞記者はそれをどうとったかは向こうのことですから、そういうことですが、私はたとえ修正された条例であろうと、何であろうと、議会で議決されたことは、議会制民主主義を根底から覆すようなことは一切思いもしませんし、発言もいたしません。だから、6月の定例会で議決された野洲市まちづくり基本条例は最たるものでございますから、一切そういうことは申し上げません。

ただ、個々の質問がございましたが、特に22条関係をおっしゃっていただいているのですが、6条の関係、あるいは12条では議会の役割と分担も出ておりますからはっきりしておりますので、「対等」が削られましても、あとにはそういう議会の議員さんの活動していただくものも書いておりますから、それはそれでいいと思います。

22条関係でいろいろご意見がございますが、部長がお答えしたとおりでございますので、ご理解をいただいております。

16歳の問題が出ておりますが、ちょうどそのときに、国民投票法ができましたときに、国は18歳と言いました。このときに、18歳に修正をされておられるのでしたら、それは18歳が生きるわけなのですが、私は16歳という言葉を送りされたのだと。ここで削除されたということは送りされたのだと。部長も申し上げましたとおり、その説明の中では決して否定するものではないと、こうおっしゃっていただいているのですね。だ

から、そこから先は想像にお任せします。

それと、いろいろ住民投票についてはあるのですが、おっしゃるようにこれは上位法がございまして、三和さんでしたか、住民という言葉がここでなくなったけどどうだこうだという話になったのですが、法律には住民という言葉は出てきています。住民投票という言葉がね。だから、あえて住民と書いていなくても住民の投票ができるということでございまして、おっしゃるように議会の発議、市長の発議、市民の直接請求、あるいは市民の発議、これは76条、80条、81条、あるいは12条、14条、ずっと上位法がございまして、できたらこれに基づいた率を進めていきたい、こういう思いをいたしますが、もともと条例は住民の、市民の代表の皆さんに策定をしていただいて、技術的な修正を加えて議会に提案したという経過もございまして、この辺のことはまた皆さん、特に議会の皆さんによくお諮りをして、どういう率で決めていこうかと。ハードルを高くするのか低くするのか、その辺の問題はこれから議論すべきところだと思いますので、今ここで回答は避けておきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

これだけの条例をつくりまして、今、私は企業訪問をいたしております。企業にこの条例を持って行って、こういう条例をつくりましたと、野洲はこれからこういう条例でまちづくりをしていきますということを説明に回っております。住民の皆さんにも説明をいたしておりますが、非常に市民の皆さんにご理解をいただきまして、非常にお褒めの言葉をいただくというような場面もございまして、自信を持ってこの条例によってまちづくりを進めていきたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解をいただいております。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（北口 守君） 400の票が不明になったのではないかとご質問でございますが、これにつきましてはなかったとお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部次長。

○都市建設部次長（堤 文男君） 小菅議員の再々質問で、このハト対策については金網とか、先ほどちょっと言われましたネット、あるいはピアノ線とかいろんな手法があるわけでございますけれども、これも一長一短ございます。そういった中で、先ほどから申し上げていますように、住民の方とも相談しながら対応を考えていきたいと思っております。

ので、よろしく申し上げます。

以上、回答といたします。

○議長（田中栄太郎君） 次に、通告第15号、第9番、本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 9番、本田章紘でございます。本日、最終の質問になるであろうと思います。お疲れでございましょうが、明確に誠実な答弁をお願いいたします。4点質問いたします。

まず、防災対策と避難対策について。地震や洪水のハザードマップは、市内の各家庭に配付されて、災害の状況については一定の理解がなされています。しかし、災害発生時の避難については十分な理解ができていないことや、各地域の避難経路の設定と共に、避難経路の安全確保が十分できているとは言えません。県下の各市においても、住民を安全に避難させるための経路の確保や支援体制のシステムが十分にできていないのが実情であります。当市としてどのように取り組んでいるのか、またいつごろの完成を目指しているのかを含めてお尋ねいたします。

まず1番目ですが、個人情報保護の観点から、取り扱いに十分な注意を要する問題であります。高齢者や障がい者の方々の情報の集約と情報の提供をどのように行い、安全の確保や避難の支援をどのような形で行うのか、誰が行うのかお尋ねいたします。

2番目に、避難場所の確保と安全の確保はどのように取り組むのか、またどのように進められているのか、それらの情報の周知方法とあわせてお尋ねいたします。

3番目、避難情報の提供は、防災無線を使って行うことになってはいますが、住民の皆さんの中には聞き取りにくいと心配されている方もあります。災害発生時の情報伝達手段として十分であるのか、問題があるとしたら補足する手段は、また台風などの折にそういった情報の確認を行っているのかいないのか、お尋ねいたします。

4番目、中越沖地震でも問題となった避難場所での支援システムの構築はどのように取り組まれているのかお尋ねいたします。

5番目、災害発生から支援体制のシステム全般にわたって取り組まれている現在の状況と、今後の取り組み内容についてお尋ねいたします。

次に、教育施設の耐震化改修計画の促進についてお尋ねいたします。

市内の教育施設の耐震診断結果が発表されましたが、改修計画はいまだ示されておられません。子どもたちが安心して学べる環境の整備と安全の確保は最優先で取り組むべき課題であると考えます。また、災害が発生した場合は、市民の避難場所となり、生活を守り、

命を守る施設でもあります。現状のままでは、地震発生時の避難場所に指定することにも問題があると考えますし、早急に耐震化工事に着手する必要があります。今後の計画と内容についてお尋ねいたします。

1 番目、改修工事を実施した場合の試算総額と工事期間について。

2 番目、財政が大変厳しいときであることから、財源の確保はどのような形で図るのか。国、県への支援要請、もしくは補助金等の要請、もしくは確認等はどのように取り組まれているのか。

3 番目、耐震化改修の最終年度はいつごろを設定しているのか。それまでの間はどのように対応していくのか、お尋ねいたします。

次に、国道 8 号線野洲栗東バイパス道路の進捗についてお尋ねいたします。

国において事業の継続が決定されてから 8 年、旧建設省から凶面の提示があつてから 28 有余年が過ぎております。一向に明るい兆しが見えないのではないのでしょうか。野洲市が発展しにくい大きな要因ともなっているのではないかと考えます。

国道 1 号線のバイパス道路は工事が着々と進み、近い将来に開通することとなります。国道 8 号線への車両の進入に多少なりともよい影響があるのではないかと期待するところでもあります。我がまちの発展を願うとき、8 号線野洲栗東バイパス道路の完成は必要不可欠であります。現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

まず 1 番目、現在の進捗状況と見通しについて。

2 番目、周辺自治体との協議はどのように進められているのか。

3 番目、バイパス道路が完成するのは相当先の話となりますが、その間における周辺道路の整備計画はどのように進められているのか。防災対策と含めて取り組む必要があると考えますが、当市の取り組みについてお尋ねいたします。

4 番目、国道 1 号線バイパス道路の完成によって、市内の道路にどのような影響があると予測されているのか。また、その対策はどのように考えているのかお尋ねいたします。

次に、行財政改革の推進計画についてお尋ねいたします。

他の議員も質問されましたので重なる部分もあるかとは思いますが、今議会に平成 18 年度決算が上程されております。決して余裕のある財政状況ではなく、自己財源の比率は向上しているよりむしろ低下の傾向にあります。当市として早急に行財政改革を図らねばならないとの思いから取り組まれておりますが、その取り組みが一般の職員や私たち議会に、また市民の皆さんにも見えない状況で進んでいるのではないかと感じられます。

合併による施設の整理やロス、無駄の発生も改善されていないまま、日々の仕事が進んでいるのではないのでしょうか。抜本的な業務の改善を含めて行財政改革を進めるには、全職員がひとしく目的や対策を共有していることが、推進のための大切なポイントとなります。以下お尋ねいたします。

1 番目、平成18年度決算と行政評価システムの運用から行財政改革の課題となるポイントは何か見えてきましたか、お尋ねいたします。

2 番目、行財政改革は全職員が理解して進める必要がありますが、施策や内容の説明はいつごろ行われているのか、また行われるのか。そして、おのおのが仕事の中で積極的に改善を進めるための手法や手段を活用できるのはいつごろになるのか。既に平成18年度からその一端は進めておられますが、本当に職員の皆さんが理解されているようにはうかがえないのですが、改善の内容や進捗状況が正しく評価されるためのシステムづくりとあわせてお尋ねいたします。

3 番目、当市の財政を支えている一部の企業業績が安定しているこの時期に、行財政改革を短期間で進めなければ、過去にありましたように業績が横ばいになったりしますと大変な私たちのまちの財政状況となります。そういった観点から、現在の進捗状況と本当に確たる内容が達成できる目標年度はいつになるのか、お尋ねいたします。

4 番目、合併によって生じている施設運用の効率化や統廃合はどのように進められますか。また、組織が分散していることによるロスはどの程度生じているのか、その対策とあわせてお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 私の方からは、本田議員ご質問の1点目と4点目につきましてお答えをさせていただきます。

まず、防災対策と避難対策についてのご質問でございます。1点目の高齢者や障がい者の方々の情報の集約と情報の提供につきましては、市民健康福祉部で事務を進めておりますが、私の方からお答えをさせていただきます。

高齢者など、災害時の要援護者の支援につきましては、災害時の要援護者名簿を作成して支援活動に取り組む必要がありますが、個人情報保護の観点からも台帳作成及びその取り扱いにつきましては慎重に取り扱う必要があるため、現在庁内関係課で協議を進めております。なお、要援護者支援には自治会の自主防災組織や民生委員、児童委員の協力が不

可欠でございます。情報収集にあたりましては、要援護者の同意を得た上で名簿の作成に取り組むことが必要と考えております。

また、災害時の迅速な救出や情報を伝えるためには、地域ぐるみでの取り組みが何よりも必要なことから、自治会が主体的に取り組まれるよう周知啓発に努めると共に、行政との協働により取り組みを図ってまいりたいと考えております。

2点目の避難場所の確保と安全の確保につきましては、現在市の公共施設を中心に39カ所の避難所を指定いたしております。避難所につきましては、被災の度合いにより避難所の人数が変わりますが、備えとしては大きな被害も想定に入れておかなければなりません。そうしたことから、現在の指定避難所だけで避難者を受け入れられない場合も考えられますので、企業、事業所等との災害応援協定の中で避難者の受け入れをお願いいたしております。周知につきましては、公共施設でないことから、企業、事業所との調整が必要でございますが、受け入れていただける企業、事業所の地元自治会にお知らせするという形を基本に考えております。

3点目の情報伝達につきましては、防災行政無線は瞬時に広範囲において情報を伝達することができますが、ご指摘のとおりどんな状況でも完全に市内全域に伝達できるものではないと認識をいたしております。あくまでも防災行政無線は情報伝達の一つの手段であり、それ以外にも広報車による広報、電話、ファックスなど、複数の手段を用いて情報伝達に努める考えでございます。なお、10月1日からメール配信によります情報発信を行いますが、これも災害に関する情報伝達の一つの手段として有効に活用してまいりたいと考えております。

4点目の避難所での支援システムの構築についてでございますが、新潟県中越沖地震などで課題となりました避難者への支援での避難された方のプライバシーの確保や災害情報の正確、迅速な伝達、また応急実施状況の周知、さらに被災者のメンタル的なケアを含めた各種相談業務の実施などに取り組むことといたしております。

5点目の災害発生から支援体制のシステム全般にわたる取り組みの現状についてでございますが、大規模な災害が発生いたしましたら、野洲市地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、被災状況によりまして避難所の開設や支援物資の運搬等、被災者の救援や支援を行うこととなりますので、避難生活に必要な物資の備蓄、被災者の安全を確保するために必要な施設、または設備の整備、情報通信機器の整備などに取り組んでおります。今後の取り組みにつきましては、過去の事例からも災害発生時に迅速に救出、救護にあたれ

るのは自助、共助と言われる家庭や地域の防災力であることから、自主防災組織の設立や充実をはじめ、家庭や地域の防災力の向上について自治会等と連携を図り取り組んでまいりたいと思います。

次に、4点目の行財政改革の推進計画についてお答えをいたします。

まず、平成18年度決算と行政評価システムの運用に係る行財政改革の課題についてでございますが、ご質問の行財政改革の課題となるポイントにつきましては、内部のヒアリングを終えた現時点では、総括的に次のような内容であると認識をいたしております。

まず、団体等に対しての支援関係の事業について、単に補助金を交付するだけでなく、自立を促すよう必要な指導等を行う必要があることや、金額自体を適正化することで、その主体性の確保を図っていくべき事業が全体を通して見受けられたこと、また、扶助事業に関しても、単に個々に金銭を給付するのではなく、それを財源にした具体的な事業に転換していく必要があると思われる事業が散見されたところでございます。さらには、合併に伴って有効活用が図られていない既存施設が見受けられ、これらの施設を市民のニーズに立ち返って新たな手法で活用していくことや、当該目的において事業内容の見直しが必要であるものが散見されたこと、そして行政の事務処理上の幾つかのシステムで十分な構築が図られていないものや、非効率な運用がなされているものが幾つか見受けられたところでございます。

次に、行財政改革の職員への周知と改善時期、評価システムについてでございますが、職員への周知の関係では、昨年6月には所属長を対象として中期財政見通しの説明を、また11月には予算編成説明会の場において、行政改革大綱及び財政健全化計画の内容について、所属長及び予算事務担当者に対し詳細説明を行うと共に、行政改革に対する取り組み強化を指示したところでございます。なお、部長級や次長級の職員につきましては、庁内の行政改革推進本部会議での議論やマネジャー会議での協議結果を踏まえて、各種計画等を策定いたしており、計画策定に係る責任者と位置付けております。

改善の時期につきましては、財政健全化計画において具体的な改善策を示しております実行プログラムについては、既に平成18年度からスタートいたしております。評価システムの関係につきましては、行政改革推進マネジメントシステムを作成してございまして、PDCAサイクルによる部長評価、副市長評価、市長評価を経て、必要に応じ計画内容の見直しを行うことといたしております。

続いて、現時点での進捗状況と達成目標年度の関係についてでございますが、財政健全

化計画の期間は平成22年度までと定めておりましたが、この期間内の実施内容につきましては実行プログラムの中で記載しておりますが、その後の内部協議により、より具体的な実行プログラムを作成し、数値目標を設定しております。現在の進捗状況につきましては、平成18年度におきましてはおおむね目標達成ができており、数値目標に対する達成率は98.9%でございます。

最後に、施設運用の効率化並びに組織の分散でございますが、ご質問の既存の類似の公共施設につきましては、国の市町村合併支援プランの中では、他の公共または公用施設への転用への配慮等の規定がありますが、多くの施設で整備時に受けた国県補助金や起債の償還残の問題があり、財政健全化計画の計画期間内、いわゆる平成22年度までの施設の廃止や統合は困難な状況にあると考えております。

このような状況下、現時点での廃止施設は既に議会承認をいただいております中主公民館別館の1施設となります。その他、今後においては企業への支援や商業の一層の活性化を図る必要があることから、関係機関との協議により商工業振興の拠点となる施設として既存施設を有効活用する手法があると考えております。

また、組織が本庁舎と分庁舎に分散している件に関しましては、事務処理上では電算システムの活用により大きな支障はございませんが、会議や連絡調整時の移動時間、施設の維持管理経費、市民サービスの問題等が考えられます。しかし、本庁舎の物理的な問題や合併時の協定の関係等を考慮しますと、当面は現行の体制を維持することが望ましいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 本田議員からご質問がございました「教育施設の耐震化改修計画促進を」といったご質問にお答え申し上げます。

第1点目の改修工事を実施した場合の試算総額と工事期間についてでございますが、ご承知のとおり平成18年度に耐震化優先度調査を実施いたしました。この耐震化優先度調査は、どの学校から耐震診断または耐力度調査を実施すべきか、その優先度を検討することを目的としております。校舎を建て替えるのか、改修するのかといった判断をするためには、さらに耐震診断や耐力度調査を実施する必要があります。また、事業費、工事期間等を明らかにするためには、基本設計を行う必要があります。ただ、対象になりま

かなければならないと思っております。現在のところ、野洲中学校につきまして基本構想を策定中のごさいます、年度内には概算額、工事期間等を明らかにしてまいりたいと考えております。

2点目の国、県への支援要請、もしくは補助金等の要請もしくは確認等の取り組みにつきましては、財源確保のために耐震化事業は義務教育を行う国に大きな責任があるとの考えで、今年度県を通じまして国に対して交付金の引き上げや財源措置について要望をいたしております。また、県に対しましても独自の財政支援をされるように求めています。

3点目の耐震化改修の最終年度はいつに設定しているのか、またそれまでの間はどのような対応をするのかといったご質問でございますが、耐震診断等の未実施校が多いために不確定な要素が多く、目下のところ最終年度は明らかになっておりません。今後も財源確保に努めまして、学校施設の早期耐震化を推進してまいりたいと考えております。なお、耐震化が完了いたしますまでの間は、避難訓練を十分に行うことや、本年10月から実施されます緊急地震速報への対応により地震等に備えたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 次に、本田議員の国道8号線野洲栗東バイパス道路の進捗についてお答えいたします。

1点目の現在の進捗状況と見通しについてであります。平成12年5月26日に都市計画決定されて以来、7年が経過いたしました中で、ようやく本年2月に野洲市及び守山市で関係する自治会全部が、栗東市では1地区を除く4自治会において測量にかかる合意が得られました。早々に国ではバイパスの法線とその影響範囲におきまして、基準点測量、路線測量、地形測量が行われ、8月におおむね完了いたしております。

現在、国では測量成果をもとにバイパス本体の基本設計の準備に着手しておられまして、本年秋の取り入れ後に予定されております地質調査の結果を加味しながら、早ければ本年度のうちにバイパスの基本設計の原案的なものについての提示が市に対してなされる予定でございます。

これを受けて、市では改めて地元各自治会、地権者の方々と協議、調整を次年度以降にかけて行っていく計画であります。

2点目の周辺自治体との協議についてであります。国道事務所と栗東市、守山市及び滋賀県とは情報の交換と進捗の調整のために協議の場を定期的に持ち、連携して事業を進

めております。

3点目のバイパスの完成までの周辺道路の整備計画についてであります。国道8号バイパスが完成するまでの間、その代替となる道路の整備計画につきましては、現段階では市では特に持っていません。ご指摘の防災対策という面での道路計画であります。その取り組みの是非を含めまして、今後検討してまいります。

4点目の国道1号バイパスの完成による市内道路への影響であります。国道1号バイパス栗東水口道路につきましては、平成22年に一部供用開始を目指して現在工事が進められております。現在の国道1号は8号と同様に渋滞が慢性化しており、この栗東水口道路はこの渋滞の解消に大きな効果が期待されています。この1号バイパス栗東水口道路の完成、供用開始後は、湖南市方面から国道8号への流入車両は減少し、現在の渋滞状況が幾分か好転するのではないかと予測しております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中栄太郎君） 本田章紘君。

○9番（本田章紘君） まず、防災対策と避難対策についてお伺いいたしますけれども、今示されました防災マップ、ハザードマップでは、すべての小中学校の施設が避難場所になっているわけですね。一方で、耐震診断した結果はほんの一部を除いてすべて12棟もの耐震強化を図らねばならない、これが我々に示された内容であります。相矛盾する指定が今行われているわけですね。地震が起こったら倒れるよと言っている建物を避難場所としている。その改修計画は全然予定が立っていない。これはおかしい行政の運営の仕方であろうと、大きな問題であろうと思うのです。これから強化のための測定をしてやっていくとしたら、いつになるのだろう。子どもたちが学ぶ施設で住民が避難すべき施設で、何ら計画がまとまっていないというのは、本当に市民の生命を守るという観点に立った事業の行われ方なのではないでしょうか。これでは問題があると思います。やはり、到達年度を決めてやっていかねばならない。

国においては、教育施設は5年ぐらいを目処に進めましょうということが先に協議されましたね。そのための補助金も出しましょうと。5年というのは一つの目処なのです。この滋賀県においても、地震発生率予測、非常に高いものがあります。新たな断層も発見されております。こういった中において、ずるずると引き延ばすのは問題がある。教育関係者の皆さんのもう少し積極的な取り組みをお願いしたい。また、市長におかれましては、何年までに達成するという目標を立てて計画を練り上げると、こんな指示をぜひ出して

ただきたいと思うのです。そうしませんと、住民はどこに避難するのだということになるのです。

中越沖地震で大きな問題となりましたのは、実は阪神淡路のときと一緒なのです。10年経っても同じ問題が起こった。それは何か。支援物資がどんどん届くけれども、保管する場所がない。さばく人がいない。たまって倉庫にいっぱいあるけれども配れない。配ったけれども、地域によって温度差がある。いろいろ言われながらもやはりそういったところのシステムと運用の機能が十分検討されていなかったという反省がされております。やったのだけれども、それ以上に大きな問題になったと。このことは対岸の火事とせずに積極的に取り組んでもらわねばならないですが、そういったことについて、まだ出かけていくのは大変かもわからないですが、実際の場面を見られて自分たちのシステムづくりに活用されているとか、そういったものがあるのか、ないのか。改めてお伺いしたいと思えます。

それから、阪神淡路大震災でも地域で救われた方が相当数あるというのはよく言われております。救助された方の6割近くは地域住民であつたらうと、そういうことも一部では言われたりしております。実質はわかりません。あれだけ混乱した中です。でも、多くの方が助かったことは確かで、やはり地域の力というのは大きなものがあるのですが、いざ発生したときに自治会のみには頼っていては、自治会の役員さんというのは1年任期が多いですから、なかなかつながりがうまくいかない部分というのがあるのです。一旦地震がおさまってからは自治会の役割というの大きなものが出てくるだろうと思うのですけれども、情報を渡して、あれしてくれ、これしてくれは即座にはできないのです。そういったことを含めて、もう少し情報の連携といったことを図っておく必要があると思うのです。再度お尋ねいたします。

それから、高齢者の方々は聞こえないのです。言葉で言っても防災無線システムはなかなかわかりません。ではどうしたらいいのかといたら、やはり緊急時はサイレンの鳴らし方とか音の鳴らし方によって、この場合は避難して下さい、これは待機ですよとか、何か明確にわかることの情報伝達手段を考えておかねばならない。そういったことについてもご検討いただかねばいけないと思うのですが、その内容についての見解をお尋ねいたします。

教育施設の耐震化問題、先ほど申しましたように早く取り組んでどうするのかということをやして下さいよ。診断を始めてからずると1年、2年、3年と経過しているの

す。これはだめです。先送りばかりしています。財政はこれから進んでいっても豊かにはならないです。何とかしてこれをまず組み入れた後に行財政改革をするというのが本来だろうと思うのです。残った金でやろうなんていうのは無理な話です。それぐらい大きな金額がかかるだろうと思われま。ぜひ大きな方向性を示していただきたいと思いますが、そのことについてすべての教育施設の環境責任は市長であるという、他の議員の質問に対して答弁がありました。そういったことを考えますと、市長としてこういった問題はどうか取り組んでいくのかという大きな姿勢を示していただきたいと思。います。

国道8号線野洲栗東バイパス道路ですが、本当にやっこここまで来たのかなと、そんな思いがいたします。平成12年の決定をする段階で、地元の地権者の皆さんと協議会がございましたね。そのときにおっしゃっていたのは口々に、前町長が8号バイパスはやらないと、ほ場整備進めようと、こんな話で我々は借金したという大きな問題を抱えながら、地権者の皆さんの理解があつて測量まで済んだと。これは大きな成果だったのだなと、また大きな協力があつたのだなと、そんな思いがいたしております。また、周辺住民の皆さんの大きな反対もございました。それも職員の皆さんの誠実な対応で今日理解していただいている。このことは評価するものでありますけれども、午前中の質問にもありましたように、道路計画は一朝一夕にはいかない。我々が本当に頑張っている間にできるのだろうか、こんな思いもするわけですね。いつぐらいを目処に考えるのかといったことは、大きな指針は出していただきたい。

そして、周辺道路なのですが、8号バイパスができないことにはなかなか渋滞は解消しません。生活道路が、どの道路も実は8号線につながる生活道路は渋滞で、若い人たちが通勤するのに非常に不便でございます。そういった中で1点お尋ねしたいのですが、地元近江富士の方から以前出ておりました大山川右岸線の実現はないのか。一方通行でもいいから渋滞分散と、万が一の場合は避難道路ともなる防災道路として考えていただけないかという地元からの要請もございました。その件は可能なかどうか。可能性はあるのかなのか、お尋ねいたしたいと思。います。国道8号バイパスをぜひ進めていただきたい、もっと促進していただきたい、そんな思いでございます。

国道1号バイパスができますと、供用開始が先ほど22年とおっしゃいましたけれども、側道は19年度という目標であつたものがどうやら1年ぐらい延びそうですね。20年度ぐらいには側道関係は供用開始していく。全線が開通するのは24年度であると、このように設定されておりますね。ただ、当初は片側2車線であつたものが片側1車線というこ

とで済みそうだと。用地は2車線分ありますけれども開通は1車線で走りそうだとされており。ただ、まだ進んでいく過程でどういう状況になるかわかりませんが、いずれにしろ、草津方面に抜けるのに非常に便利になっていくだろうし、途中には片方ずつでありますけれども、インターチェンジもできて名神への乗り入れもできるというのは計画でありますから、それにつながる希望が丘線であるとか、南櫻の周辺道路であるとか、そういったところの影響、整備も考えておかねばならないのではないかと思います。それについてどのような見解をお持ちかをお尋ねいたします。

行財政改革、もっと根本的なところでみんなで力を合わせてこうやっていこうよという、何か大きな方向性というのを示していただかないと、今は実効が出ているのはロスを何とかぎりぎりのところに押さえていくとか、実質は職員の労働費の圧縮が大きな要因だろうという気がするのです。そういった観点から、もっと抜本的に組織の中で、また今回行われようとしている組織機構改革の中で何を目指しているのか、指針を示していただきたい。その中で、財政の健全化に向けて皆が一丸となるといった方向性を示していただきたいと思うのですが、そういった方向性はないものか。改めてお伺いいたします。

○議長（田中栄太郎君） お諮りいたします。

本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により本日の会議時間を延長したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午後4時40分 休憩）

（午後4時40分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございます。まず、避難所指定の関係で小中学校の耐震対策が遅れていると、矛盾しているのではないかとのご指摘ございました。確かにそのとおりでございます。これは教育委員会とも相談申し上げまして、財政上の制約はありますが、できるだけ早い時期に耐震化ができますように努めてまいりたいと思

います。

それから、救援物資の受け入れ関係でございます。被災地の実際の現場を尋ねたのか、今後どうするのかということでございますが、これにつきましては、被災地の状況等を勉強させていただいて、マニュアルの見直しをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、自治会等との情報の連携でございますが、これはおっしゃるとおりでございますので、自主防災組織等の設立の研修会、担当者の研修会等につきましても、行政と自治会とのつながりが強くなるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、高齢者への伝達手段につきましてですが、音等での周知はどうかということでございます。これも地域防災計画等で音での周知の方法等ございますので、これにつきましては工夫をしたいというふうに考えております。

それから、行政改革からの観点での今回の組織機構改革はということでございます。行政改革の視点からは、組織機構の改革にあたっては、本来第一義的に組織をスリム化し効率化を目指すべきであるとの認識に立っております。しかし、平成19年度からは総合計画の推進とまちづくり基本条例の施行後の野洲市のまちづくりの再出発の時期であることや、昨今の社会情勢を踏まえると、多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる組織を構築する必要がございます。したがって、今スリム化だけを目指すことはかえって本市のまちづくりの推進に関しデメリットが大きいのではないかと考えられます。以上のようなことでございますので、スリム化については当然やらなければならないと思っておりますが、今回につきましては少し目的が達成できなかったということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 本田議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたが、現在のところ野洲中学校の耐震化に向けました基本構想を策定しておりますが、何とか今後の各学校施設、体育館を含めてですけれども、組み入れて早急にそうした対応を考えていかなければならないということを考えております。優先度調査は、その結果は結果としてあるわけですが、一応災害が発生いたしますと、これも程度にはよりますが、被災された方々の避難生活をする場所が必要となってまいります。そうした避難生活を行う必要な避難場所そのものを確保するにつきましては、たちまちは

各小学校の体育館が必要となってまいります。市長の方からも、学校施設の耐震化は当然進めていくというような話で指示を受けているわけですが、とりわけ体育館の耐震補強なり、改修なり、そうしたものも同時に優先して取り組めるようにということも指示を受けておりますので、今後そうした対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 本田議員の再質問の中での国道8号線の関係でございます。一つはいつごろかということで、なかなか想定としては難しい状況ですが、先ほど答弁もさせていただきましたように、現在それぞれ調査測量されているということで、そういうのを踏まえまして、それが順調に進むならばまず次は基本設計、あるいは地元協議、詳細設計、用地測量、そして用地買収ということになりますので、そうしたものを踏まえて平成25年ごろには工事に着手されるのではないかとこのことを予測しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

2点目の議員指摘の大山川の右岸線の堤防の利用の可能性ということでございます。これにつきましても、この道路も利用してもやはり先線は国道8号線ということで、渋滞につながるということですので、このことについては再度検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、そうした中での周辺道路の整備ということで、すべて県道ばかりでございます。そうした中で県と相談しながら将来的な計画のあり方についても協議してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 防災対策の件ですが、今、市内の各施設だけが対象という形でリストアップされておりますけれども、私たちのまちの周辺には実は希望が丘という非常に良好な避難施設ともなり得る場所があるわけです。そういったことも含めて、やはり県の方と相談していただきたいなど。今示されていますように、小中学校の施設は問題があるとするならば、周辺を含めて取り組んでいかねばならない問題であろうと思っておりますし、洪水の場合も、今避難すべき施設も水の中に入ってしまうという状況下にもあることを考えますと、高台にあります希望が丘の施設は有効な避難施設ではないかなど。また、広場も当然有効な避難施設となるであろうという気もいたしますので、検討していただきたいと

思うのですが、見解をお尋ねしたいと思います。

いずれにしても、教育施設の施設改修を先に進めなければならないのですけれども、概算というのは構想設計しなくとも、専門家の方々と相談していくとおおよその金額は出てくるのではないかなど。そういった気もいたしますので、検討をする余地はないのか、改めてお伺いいたします。

8号線バイパス道路ですが、本当に初めて工事着手目標が平成25年度ごろになるであろうということを示されて、一つの方向、また夢が見えてきたのかなど、こんな気がいたします。ぜひ頑張ってください。ただ、周辺道路の中でもう一点、市長はこれはよくご存知だと思うのですが、三上小学校の交差点改良ですね。この中の一つに、三上幼稚園をつくるときに交差点を8号線側に少し移して交差点を改良していこうではないかと、また道路も少し広げて歩行者や自転車が通れるスペースを確保しようではないかと、こういう案があって幼稚園を移転されたと記憶しております。今、あの部分は非常に変則的な状況になっております。中学生たちは非常に危険な状態の中で横断しておりますし、通学しております。そういったことを含めて、いま一度交差点を動かす地権者との協議はできないものかどうか。検討する余地はないのか、お伺いしたいと思います。

行財政改革は機構改革を一旦進められますし、大きな期待を持ちながら見ていきたいと思うのですが、1点だけ、行政評価システムの中で多分マイナス的な効果の評価が大きいのではないかとと思うのですが、組織の人たちというのはなかなか削減するわけにはいかないわけですし、そういった中から組織の人が新しい仕事を見つけ、また効果を大きく上げたならば、それはプラスとする評価もあるのではないかと。それも行財政改革の大きな柱であろうし、行政評価システムの大きなポイントでもあると思うのです。そういったことはなされているのかどうか、お尋ねいたしたいと思います。ただ、削減ありきのみではない、頑張っていて、頑張って効果を上げてくれたらプラスの評価もあるのだよといったことがあるのかないのか、お尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 幾つかの問題点を指摘いただきました。まず、防災に関わる件なのですが、我々はハザードマップをつくりました。避難場所も指定しました。市内であちこちでお集まりがあるときに話に来いと言われるときには、必ず自主防災について、水害についてはおおむね安心できる工事が進んでいます。

そこで、まず失礼な言い方をいたしますが、皆さんがお住みになっている家が大丈夫ですか。避難場所をどうせい、何をどうせいとおっしゃるけれども、まずそこからいきましょうと。少なくとも昭和56年5月以前にお建てになった日本風の家は、耐震診断を受けて下さいと。我々は無料で診断をいたします。時間は1時間ほどで済みます。それから補強が必要なら補強して下さい。これにも補助金を出しております。まずそこからいきましょうと。

それともう一つ、家族の中での防災意識を上げようではないかと。もし、家が倒れて幸いにも外へ逃げたらどこへ集まろうかと。それも家庭の中で決めておきなさいと。誰々が来ないではないかと、助けに行けると。そういうようなこと、また地域で自主防災組織をつくっていただいているのですが、50%ということなのですが、できないところもあるのですが、しかし平生からのコミュニケーションを図りながら、例えばひとり住まいでもお互いにどの辺の部屋で寝ているのかというようなことは、わざと調べに行くと個人情報、ただコミュニケーションの中でそういうことを話し合いをしながらやっていく。だから、我々が助けに行くのも、我々も同じ立場にあるのですから、自分の家の下になっているかもわからないし。だから、やっぱりまずお互いに助けるのはみんなだと、自分の命は自分が守らないといけないのだと、こういうようなお話をしながら、そしていろいろと話をして、まず申し上げておりますのは、今各学区に建てましたコミュニティセンターを避難の場所、これは安全ですよと。しかし、残念なことにすべて入りませんから、先ほども教育部長が申し上げましたとおり、補助金をいただいて耐震補強あるいは建て替えを学校ごとに計画はつくっていますけれども、私はたとえ単独であっても体育館だけは先にやろうではないかと。どこに地震がいても、どこを見てもテレビで見るのは皆体育館にお集まりですからね。だから、体育館をまずやろうと。補助金の対象にならなくてもいいではないかと、それぐらいは議会で認めてもらえるだろうと、こういうことを言いながら、いろいろと内部的な話をしているのですが、学校、公共施設はやはり何と申しましても災害には強い建物を建てていかなければいけないと、こんな思いをいたしております。

そういうことで、一日も早く市内の学校を主とした、幼稚園、保育園もあるのですよ。そういうものを早く取り組んでいかなければならないと、こんなふうに思います。

それと、国道8号線、これは皆さんお聞きだと思うのですが、今、水口栗東バイパスというのですか、あれは1車線と、確かにそうなのです。それも立体交差を平面交差に落しました。8号線もそうなると思いますよ。今、国には金がありませんので、取りあえ

ず、用地は買ってくれると思いますけれども、そこで私は絶えず国にお願いしていますのは、橋をかけてくれと。橋をかけてくれたら野洲市の場合は何とかなるのだと。そういう工法でお願いをしております。申しあげましたとおり、前は200億かかると。1年間に20億使っても10年かかるのですから、相当な事業ですから、それは詰めるとしても、一日も早く私は橋が欲しいと、橋がいただければ何とかなるであろうという思いをいたしております。

その他いろんなご意見がございますが、行政改革もそうなのです。行政改革には天はないと思いますよ。絶えず毎日が行政改革だと。その時代、時代に合った、まして住民の皆さんの行政水準が低下しない行政改革をやっていかなければいけないということですから、心して行政改革に取り組んでいかなければいけないと。たちまち財政構造健全化計画ですが、こたれもきちっとしないといけません、お約束を申しあげましたように、9月定例議会で決算の認定を受けた後に、立派なシミュレーションを含んだ財政計画を組んでいこうと、こんな思いをいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明11日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時58分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年9月10日

野洲市議会議長 田 中 栄太郎

署 名 議 員 藤 村 洋 二

署 名 議 員 川 口 東 洋